账

高知海区漁業調整委員会指示

		(火	曜日・	金曜日)
目 次 規 則				ページ
規 則 ○高知県行政組織規則の一部を改正する。	EB Fil			•
◎高知県事務処理規則の一部を改正する。				2 2
□ 同知県事務処理規則の一部を改正する。 告 示	児則			Z
<ul><li>□ 小</li><li>○漁船損害等補償法による同意成立</li></ul>	(治 :	業管理	田津田)	
○徳和頂音寺価頂伝による四息成立	( , , , , ,	来目と ・29‡		2
<ul><li>○漁船損害等補償法による付保義務消滅</li></ul>	(9	- 291	g/小/	2
○協加頂音寺価負仏による下 休我彷旧級	( ))	"	>	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	\ //		/	2
な帰国の促進並びに永住帰国した中国				
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支				
援に関する法律による医療機関の指定	(垣:	հե <del>լ է</del> ։	声:细 /	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	(THE)	111.1日 云	<b>手味</b> )	3
な帰国の促進並びに永住帰国した中国				
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支				
援に関する法律による指定医療機関の				
名称の変更の届出	(	"	)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	(	,,	,	3
な帰国の促進並びに永住帰国した中国				
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支				
接に関する法律による指定医療機関の				
事業の廃止の届出	(	,,,	)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑	(	,,	,	· ·
な帰国の促進並びに永住帰国した中国				
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支				
援に関する法律による施術機関の指定	(	"	)	3
○大規模小売店舗に関する変更の届出	`		,	-
(4件)	(経	営支持	爰課)	3
○遊漁規則の一部変更の認可	(漁	業管理	里課)	5
○道路の区域変更	(道	路	課)	6
◎道路法及び河川法の規定による兼用工				
作物の管理方法についての協議成立	(	"	)	6
公 告				
○開発行為に関する工事の完了	(都)	市計画	画課)	6
監査公表				
○包括外部監査の結果に対する措置				6

○高知海区内におけるにほんうなぎの採捕の禁止につい		
ての指示	29	
落札公告 ○落札者等の公告 (消防政策課)	29	

榖

-----

-----

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

# 高知県規則第64号

# 高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。 第250条の2に次の1項を加える。

2 水産試験場の事務の一部を分掌させるため、水産試験場古満目分場を幡多郡大月町に置く。 第301条第2項の表中

支所長	支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-----	------------------------

支所長 支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 分場長 分場の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改める。

第304条第1項の表中

場	場長

か

場	場長	
分場	分場長	

に改める。

# 附則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

# 高知県規則第65号

# 高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次 のように改正する。

別表第2備考18を同表備考20とし、同表備考17を同表備考19と し、同表備考16を同表備考18とし、同表備考15の次に次のように 加える。

- 16 高知県水産試験場古満目分場に係る2、21、22及び28 の事項については、当該分場長が専決するものとする。
- 17 高知県水産試験場古満目分場に属する職員に係る11か ら18までの事項については、当該分場長が専決するもの とする。

別表第3の7の(2)の表3の項中「中小企業の新たな事業活動 の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第10条 第2項 を「第9条第2項」に改め、同表の7の(4)の表11の (1)の項中「第4条第1項及び第3項並びに第23条」を「第4条 第1項及び第4項並びに第28条」に改め、同表の7の(4)の表11 の(2)の項中「第4条第5項」を「第4条第8項」に改め、同表 の7の(4)の表11の(3)の項中「第4条第3項並びに法第23条」 を「第4条第4項並びに法第28条」に改め、同表の7の(4)の表 11の(4)の項中「第23条」を「第28条」に改め、同表の7の(4) の表11の(5)の項中「第20条第2項」を「第25条第2項」に改 め、同表の7の(4)の表11の(6)の項中「第21条及び第23条」を 「第26条及び第28条」に改める。

# 附則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

-----

# 高知県告示第527号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

平成28年9月29日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

吉良川町加入区

#### 高知県告示第528号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項 の規定により平成24年10月高知県告示第611号で告示した次の加 入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成28年9月28日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月29日 (掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

吉良川町加入区

# 高知県告示第529号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成28年9月30日

高知県知事 尾崎 正直 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 医療法人祥星会 幡多郡黒潮町佐賀746番地1 平28・5・16 佐賀診療所

# 高知県告示第530号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成28年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	医療法人光陽会 関田病院	吾川郡いの町3864- 1	平成28年 1 月28日
変更後	医療法人光陽会いの病院		
変更前	あさひ薬局	香美市土佐山田町東	平成28年2
変更後	四国調剤あさひ薬局	本町四丁目 1 -36	月1日
変更前	あさひ薬局2号店	香美市土佐山田町東 本町二丁目 2 -41	"
変更後	四国調剤あさひ		

|薬局2号店

# 高知県告示第531号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日 らいおん堂薬局 安芸郡奈半利町乙1170-2 平27・12・31 奈半利店

正木整形外科 四万十市中村新町二丁目9番地 平28・1・17 山 本 病 院 室戸市羽根町乙1392 " " 31 四国調剤薬局く 南国市久礼田101-13 " " " れだ店 まつむら薬局 宿毛市宿毛1315番地6 " " " " ア イ 薬 局 " " 5492-2 " " " " やまきた薬局 香南市香我美町山北1280-5 " 2・15 吉 川 診 療 所 南国市植野172-4 " 3・31 しのはら薬局高 高岡郡佐川町甲1685 " " " "

佐 賀 診 療 所 幡多郡黒潮町佐賀746番地 1 " 4·30

# 高知県告示第532号

施術機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。

平成28年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

施徘	<b></b> 「者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
南	友希	みなみ接骨院	室戸市羽根町甲876番地4	平成28年 5 月12日

# 高知県告示第533号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称

株式会社西南企画 代表取締役 辻 正道

(2) 届出者の住所

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地西南ショッピングセンター

宿毛市宿毛5380番地1

(4) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社西南企画 代表取締役 内島 朝良

(変更後) 株式会社西南企画 代表取締役 辻 正道

(5) 変更年月日

平成28年5月16日

(6) 変更理由

大規模小売店舗設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

平成28年9月8日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 宿毛市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

# 高知県告示第534号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

က

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄

(2) 届出者の住所

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 フジグラン高知

高知市朝倉東町52番15号

(4) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) フジグラン高知ショッピングセンター (変更後) フジグラン高知

(5) 変更年月日

平成28年8月1日

(6) 変更理由

大規模小売店舗の名称を変更するため

2 届出年月日

平成28年9月8日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

# 高知県告示第535号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

(2) 届出者の住所

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 フジグラン四万十

四万十市具同2222番地

(4) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) フジグラン四万十ショッピングセンター (変更後) フジグラン四万十

(5) 変更年月日

平成28年8月1日

(6) 変更理由

大規模小売店舗の名称を変更するため

2 届出年月日

平成28年9月8日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 四万十市役所

- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

# 高知県告示第536号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称

株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄

(2) 届出者の住所

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン野市

香南市野市町西野2007番地1

(4) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) フジグラン野市ショッピングセンター (変更後) フジグラン野市

(5) 変更年月日

平成28年8月1日

(6) 変更理由

大規模小売店舗の名称を変更するため

2 届出年月日

平成28年9月8日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 香南市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

4

私

# 高知県告示第537号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成28年9月27日に次のとおり認可した。

平成28年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

四万十川漁業協同組合連合会 内共第516号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

四万十川漁業協同組合連合会 四万十市不破申田山1778番地2

(2) 漁業権の免許番号

内共第516号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表を次のように改める。

ア魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採補 さお漁	第五種共同漁業権内共第516号に係 る漁場の全区域	6月1日午前 5時から10月 15日午後5時 30分まで及び 12月1日午前 6時30分から 翌年の1月31 日午後5時ま で
	すくい網 と網 なげ網 大正網		6月15日午前 5時から10月 15日午後5時 30分まで及び 12月1日午前 6時30分から 翌年の1月31 日午後5時ま で
うなぎ	さ は 具 ひ に え 動 り は え み も じ 失 う け せ っ で う も じ 、 で う り も し で う り け り け り は っ く り り せ っ く り く り く り く り く り く り く り く り く り く		4月1日から 9月30日ま で。ただし、 石ぐろによる ものによる 5月15日から 9月30日まで とする。

201	徒手採補 さお漁 金突 すくい網 と網	1月1日から 12月31日まで
	なげ網 大正網	
あまご	徒手採補 さお漁 すくい網 なげ網	3月1日から 9月30日まで
もくずがに	徒手採補 柴づけ えさ釣り かご漁	8月1日から 10月31日まで

附則として次のように加える。 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成28年10月1日

# 高知県告示第538号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名朝倉伊野
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	D町枝川字 253番11地	前	20. 2	105
吾川郡いの	O町枝川字 4 地先まで	後	17. 0	105

#### 高知県告示第539号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条1項及び河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定に基づき道路と堤防との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、道路法第20条第6項及び河川法第17条第2項の規定により次のとおり協議の内容を告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部道路課及び高知県幡多土 木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類及び路線名並びに堤防の名称 県道山路中村
  - 一級河川渡川水系四万十川左岸堤防
- 2 兼用工作物の位置

四万十市角崎字畑ノ下地先から中村大橋通一丁目2195番 2 地 先まで

3 兼用工作物の管理者

河川管理者 香川県高松市サンポート3番33号 国土交通省 四国地方整備局長 石橋 良啓

- 4 管理の内容
- (1) 道路管理者

- ア 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路 肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又 は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係 るものに限る。以下同じ。)、改築、維持又は修繕及び堤 防の法面で、次に掲げる範囲内にあるものの維持
- (ア) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートル の部分
- (イ) 県道が堤防天端から堤内地側の法尻に下る坂路箇所 については、歩道の転落防止基礎から堤内側の法面
- イ 専ら道路専用施設に係る災害復旧
- ウ 道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の 管理
- (2) 河川管理者
- ア 道路専用施設以外の部分の新設、改築、維持又は修繕。 ただし、堤防の法面で、(1)ア(ア)及び(イ)に掲げる範囲 内にあるものの維持を除く。
- イ 専ら道路専用施設以外の部分に係る災害復旧
- ウ 河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の 管理
- 5 管理の期間

平成28年9月30日から道路及び堤防の存続する日まで

# 公 告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成28年9月30日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成28年7月19日 28高都計第253号	南国市物部字新開乙 40番 1	高知市瀬戸南町二 丁目1番14号 能勢 雅之

# 監 査 公 表

# 監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、高知県知事から包括外部監査の結果に対する措置について通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。 平成28年9月30日

高知県監査委員

28高行管第136号 平成28年9月6日

高知県監査委員 様

高知県知事 尾崎 正直

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置について (通知)

平成27年5月11日付け高知県公報号外第29号監査公表第4号で 公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地 方自治法第252条の38第6項の規定に基づき別紙のとおり通知し ます。

·c

第9875号	別紙
鞍	
$\langle$	
嗤	
科	
画	
(金曜日)	
3 30 H	

町

	25.1164	
C - 0 C CK		
-		
E		
`		
¥		
†		
1		
K		
Ì		
,		
₹		
Ē		
ì		
Ħ		
1		
2		
-		
ţ		
Ž		

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

#### 監査結果

#### 措置の内容

- 第4 包括外部監査の結果及び意見(各論)
- 1 ふくし交流プラザ
- (5) 指定管理者制度導入後の業務状況に関 する監査結果及び意見

公募期間は1期が3週間弱、2期3期は 約1か月であった。委託期間は1期は2 年、2期は3年、3期は5年と期を重ねる につれ委託期間を長期化してきた。にもか かわらず、当該施設への応募者は1期・2 期が2者であったのに3期は1者となっ

委託期間の長期化にもかかわらず応募者 数が減少したのは、高知県社会福祉協議会 という高知県最大の福祉団体が指定管理者 として指定されているからと思われる。も ちろん、高知県社会福祉協議会は指定管理 者として評価すべき取組を続けてきてい

しかしながら、企画競争を通して提供す べきサービスの充実化を図るという公墓の 趣旨からすれば、応募者数の増加につなが るような形で委託期間を設定することが望 ましい。委託期間の長期化は応募者数を増 加させる効果があるようにも思われるが、 4期目においても応募者が1者しかないと きは、公募期間のみならず、委託期間の更 なる長期化も検討すべきである。

また、採点判断基準【管理及び運営事業 全般】の項目の中には、指定管理業務を実 施するに当たって「それに類する実績等を 有し、指定管理業務を遂行する信用性があ る団体であるか」という視点が設けられて いる。また、【6-1申請者の業務実績】 においても、「指定管理業務を遂行できる ような実績を持った団体であるか」という 視点が設けられている。

しかしながら、これらの「実績」を有す る団体で、かつ、県内事業者という要件を 課してしまえば、応募者としての適格性を 有する団体は極めて限定されることとなっ てしまう。

「実績」を重視すること自体は合理的な ものと評価することができるが、そうであ るならば、企画競争をとおしたサービス向 上を図るべく、県内事業者要件を緩和すべ きである。特に、福祉業務自体が高度化・ 専門化する中で、かかる福祉業務に対応で きるような人的・物的体制を有する県内事 業者は自ずと限定されてしまう。そのた

- 第4 包括外部監査の結果及び意見(各論) 1 ふくし交流プラザ【地域福祉政策課】
  - 公募期間については、応募者への周知や応 募手続に十分な期間を確保するため、4期目 (平成28年4月1日から平成33年3月31日ま で)の公募期間は45日間を確保しました。今 後におきましても、運用指針において定めら れている公募期間の45日以上を確保します。

委託期間については、運用指針が平成27年 12月25日に改正され、「原則5年以内」と見 直されたところです。ふくし交流プラザは、 施設管理にとどまらず、福祉や介護分野に関 する専門知識などの普及啓発や、福祉用具の 貸出し、さらには、こうした事業に関する自 主提案事業の実施などといった専門性が求め られますことから、今後の応募状況などを踏 まえて検討します。

運用指針の改正により、これまで応募の時 点で県内に事業所、事務所等を置く者に限定 していたものが、指定管理を開始する時点ま でに県内に事業所等を置く者に見直されたこ とから、今後は、改正された指針に沿って、 適切に運用していきます。

平成26年度包括外部監査結果に基づ	1	世界について
十八八十八 四十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	\	1日巨に フィ・C

監査結果に基づく措置について 監査結果 措置の内容

め、県内事業者要件が実際には少数事業者による独占・寡占の根拠規定として機能している危険がある。福祉に限らず、高度化・専門化した事業はもともと多数事業者による競争というものが機能しにくい分野である。そうであるならば、なおさら競争が機能するような前提条件を積極的に創出する必要があるのであって、県外事業者の参入を容易化するように県内事業者要件を改正すべきである。

サービスの充実とメニューの豊富化を通して利用者数は増加し利用料等収入も増加傾向にあるものの、指定管理者が工夫を凝らせば凝らすほど指定管理料は減額されることとなっている。これでは充実したサービス提供に向けた経済的動機付けが働かず、応募者の増加も見込めないところである。指定管理者の経営努力とその効果に応じて報われるような枠組みづくりが必要であると思料する。

なお、基本協定書第24条において収益が収入合計の1割を超えた場合は、当該超えた額の100分の50に相当する額を甲に納付しなければならないとされている。これは高知県立ふくし交流プラザ管理運営業務仕様書5項(3)に定める余剰金の「過大」性を判断する基準として機能するものであるが、これは指定管理者の自助努力によるものであるから、納付を免除するのが妥当である。

平成25年度事業実績報告書2頁の平成24 年度の「支出」金額と業務状況評価の「支 出」とで金額が違っているのは修正が漏れ たためとのことである。ミスそのものは軽 微なものであるが、その内容の正確性が監 督の前提となるのであるから、内容の正確 性への更なる配慮が必要である。

- 2 障害者スポーツセンター
- (4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

当該施設を利用する障害者は平成24年頃から大きく多様化し、中途障害者が減少して重複障害者等が増加している。多様な障害者によって利用されるようになったということは各種大会・各種教室を開催し、サービスの質的量的向上に向けて声欲的に取り組んできた指定管理者の努力の結果としつも、地域住民を中心とした障害者以外の

指定管理者制度を導入するに当たっては、 民間事業者の有するノウハウの活用による住民サービスの向上を図ることとしております。こうした民間事業者のノウハウ活用などの経営努力によって生み出された収益については、基本的には指定管理者の収入としておりますが、その収益が一定額を超えた場合には、当該収益の一部を県に納付させることし、民間事業者のインセンティブに配慮しつ、行政コストの縮減にも努めているところであり、引き続き、サービスの充実等とのバランスを考慮していきます。

当該修正漏れは、報告された数値に訂正が あったものについて、訂正前の数値を引用し たために発生したものです。

今後は、正確な報告書類の作成を指示する とともに、所管課としても十分確認すること で、再発防止に努めます。

2 障害者スポーツセンター【障害保健福祉課】

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

たしている。

者の利用も増加してきており、障害のある 者と地域住民の交流の場としての役割も果

センター内部においても障害者スポーツ センター運営委員会を設置して有識者・関 係者との意見交換の場を設けている。これ も、サービスの向上を図ろうとする指定管 理者の意欲的な取組に基づくものと言え る。

以上のとおり、当該施設については指定 管理者の意欲的な取組がなされていると言 え、高い評価に値する。

もっとも、障害者スポーツは高知県中央 部に比して県東部、県西部へは普及が進ん でおらず、今後の更なる普及に向けた取組 に期待したい。

管理代行料について見れば、その額は指 定管理者制度導入以前の県負担額に比し て、3期までは順調に減少しているが、4 期からは増額されている。増額されたのは 体育館改修後の利用者増に対応して安全管 理面から人員を増やしたことによるもので ある。施設特性から利用者が増えれば増え るほど安全管理には慎重を期す必要が高ま ると言え、職員を増加させることも十分に 合理性を有するものである。住民サービス の向上が行政コストの削減に優先する目的 であることは当該施設が証明しているよう に思われる。むしろ、3期の管理代行料が 低額に過ぎたと言うべきであり、いかなる 費目において積算基準による算定が低額に 過ぎたのか検証すべきである。

公募期間はいずれも1か月であった。今後は応募するか否かの検討期間にも余裕を 設けることが望ましく、公募期間は他施設 同様2か月弱程度設けるべきである。

委託期間は、1期は1年、2期3期は3年、4期は5年と期を重ねるにつれ長期化されている。これは、高度化・複雑化する福祉業務へ対応できる専門性を維持・確保するためには一定の期間が必要となるためである。かかる理由は合理的なものであり、正当なものである。

応募者によるプレゼンテーション及び質 疑は非公開で実施されている。今後の応募 者への情報提供のためにも、一定の範囲で 公開されることが望ましい。

採点基準である審査の視点ア1項は、 「予算規模」も斟酌して、「当該団体の実 障害者スポーツにおける県全体への普及に向けた取組については、日常的なスポーツ活動への参加機会を提供し、障害者スポーツを県内全域にわたり裾野を拡充させるため、各地域に設置されている総合型地域スポーツクンとの連携・協働をこれまで以上に積極的に行うよう、モニタリングを通じた指導・助言を行います。

措置の内容

3期(平成20年4月1日から平成23年3月31日まで)における管理代行料の積算については、平成21年度は体育館の改修工事に伴い、一部施設の使用中止により、管理運営に係る経費が一部不要となったことから減額し、体育館で理代行料を増額したものです。3期の管理代行料については、必要な人件費や事をもとに適正な積算ができていると考えており、今後も引き続き事業計画書等を参考に、適正な管理代行料の積算に努めます。

公募期間の確保については、昨年9月に行った次期指定管理者の公募において、その期間を1か月(30日)から1か月半(45日)に拡大し、指定管理申請の検討に十分な時間を確保しました。

プレゼンテーション等の公開については、 次期指定管理者の公募の際には、プレゼンテ ーション及び質疑の一部公開を検討します。 <1

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

4

行力」を見るとし、他方、ア2項において は「業務実績」も見ることとしている。

しかしながら、高知県内において「予算 規模」と「業務実績」を充たしうる団体は 公的団体、多くは高知県出資団体に事実上 限られることとなってしまう。特に、高度 化・複雑化する障害者スポーツ業務へと対 応できるような人的・物的体制を具備する 県内事業者要件を課してしまっては開 定管理者の固定化を招く危険がある。専門 性を有する事業であればこそ事業者間で競 争が働くように前提条件の整備に気を配る べきなのであって、競争をより実質的なも のとするためにも県内事業者要件を緩和す べきである。

#### 3 美術館

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関 する監査結果及び意見

利用者数が指定管理者制度導入前と比較して確実に増加している。これは、指定管理者がサービス向上のために目標を持って取り組んできた成果である。特に「ミレー展」のように大型展覧会の開催にも成功しており、指定管理者のサービスの向上が利用者数の増加に直結したものと思われる。サービスの質的量的向上に向けた指定管理者の意欲的取組は評価に値する。指定管理者制度の成功例の一つである。

管理代行料の額は指定管理者制度導入以前の県負担額に比して、着実に減少しており、この点でも評価に値する。もっとも、管理代行料と利用料金等による収入の合計額から経費の適正支出額を控除した剰余金が生じたときは高知県に納付するものとされている(基本協定著第8条の2第2項)。指定管理者の経済的動機付けを害力ものであり、かかる剰余金が発生したときは指定管理者に帰属するものとすべきである。

指定管理者は直指定によっている。これ は、特殊な技能を必要とし、専門性が高い ことに基づいている。

しかしながら、公募であったとしても、 要求される専門性に応えうる専門家を指定 管理者が集める、若しくは委託すれば対応 できるものであり、必ずしも直指定でなけ ればならない理由はない。要求される特殊 技能を有する事業者は高知県外にも存する 県外事業者の要件については、運用指針の 改正により、これまで応募の時点で県内に事 業所、事務所等を置く者に限定していたもの が、指定管理を開始する時点までに県内に事 業所等を置く者に見直されたことから、今後 は、改正された指針に沿って、適切に運用し ていきます。

措置の内容

#### 3 美術館【文化推進課】

美術館の管理代行料については、直指定のため、県が管理運営に係る経費や施設の実態を踏まえ算出した額となっています。そのため、それを上回る収益をあげた場合は、指定管理者のインセンティブに配慮することより、相当分を県に還元し経費の節減を図ることが適当と考えています。ただし、剰余金(事業費のみ)は指定管理期間の最終年度管理期間においてあげた収益をその期間内において活用できるようにすることで、指定管理すの経済的動機付けを損なうことのないよう配慮しています。

美術館では、施設の管理に加え、地域の芸 術の振興や文化の継承という地域に根差した 公共性の高い役割を持っていることや、資料 の収集保存、調査研究、教育普及といった効 率性だけでは捉えられない業務や、地域の歴 史や文化に関する高い専門性を持ち、長期的 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

監査結果

措置の内容

はずであるし、専門性の高さに対応できる 事業者も複数存するはずである。県内事業 者に限定するからこそ、専門性の高さに対 応できる事業者が限られてしまうのであっ て、県内事業者要件を緩和若しくは撤廃す るとともに募集方法を公募へと変更すべき である。

委託期間は、1期が3年、2期以降は5年と長期化されている。これは団体内における知識の蓄積を図る必要があること、数年単位で企画を組む方がより充実した企画展を実施できるとの観点から設定されたものである。かかる視点は住民へのサービスとして結実していると言え、合理的なものである。

#### 4 歴史民俗資料館

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

NHK大河ドラマの影響のために利用者 数は年度によって大きく増減している。そ のため、比較には困難を伴うものの、指定 管理者制度導入前と比較すれば利用者数は 増加している。

もっとも、平成25年度の利用料収入は大きく落ち込んでいる。これは特別展「備前焼」が入館者目標に達しなかったためである。指定期間が5年と長期化されたのはこのような成否が予測し難い特別展も開催できるようにするためであることからすれば、入館目標に達しなかった一事をもってかかる特別展を失敗であったと評価するべきではない。

とはいえ、特別展での利用料収入の増加 に向けた取組を強化していく必要があることは否定し難い。

管理代行料の額は指定管理者制度導入以前の県負担額に比して、増加した年もあるものの近年は減少しており、評価に値する。

もっとも、管理代行料と利用料金等による収入の合計額から経費の適正支出額を控除した剰余金が生じたときは高知県に納付するものとされている(基本協定書第8条の2第2項)。指定管理者の経済的動機付けを害するものであり、かかる剰余金が発生したときは指定管理者に帰属するものとすべきである。

指定管理者候補者の選定は直指定によっている。これは、特殊な技能を必要とし、

な視点での運営を行う必要があること、また、本県における中核的な文化施設として、 県内各地の文化施設と連携しながら、地域や 学校等と継続的な信頼関係を持ち、業務を実 施していく必要があることから、指定管理者 は設置時から管理運営を担ってきた団体を指 定しています。

今後は、運用指針の改正を踏まえ、県として直指定の方針を決定する時期までに外部有識者等の意見を聴取した上で、その適否について決定します。

#### 4 歴史民俗資料館【文化推進課】

管理代行料については、直指定のため、県が管理運営に係る経費や施設の実態を踏まえ 算出した額となっています。そのため、それ を上回る収益をあげた場合は、指定管理者の インセンティブに配慮することより、相当分 を県に還元し経費の節減を図ることが適当と 考えています。ただし、剰余金(事業費の み)は指定管理期間の最終年度まで繰り越す ことができるものとし、指定管理期間に形で ものようにすることで、指定管理者の経済的動 機付けを損なうことのないよう配慮していま す。 <1

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

6

専門性が高いことに基づいている。

しかしながら、公募であったとしても、 要求される専門性に応えうる専門家を指定 管理者が集める、若しくは委託すれば対応 できるものであり、必ずしも直指定でなければならない理由はない。要求される特殊 技能を有する事業者は高知県外にも存する はずであるし、専門性の高さに対応できる 事業者も複数存するはずである。県内事業 者に限定するからこそ、専門性の高さに対応できる事業者が限られてくるのであっ たできる事業者が限られてくるのであっ て、県内事業者の要件を緩和若しくは撤廃 するとともに募集方法を公募へと変更すべ きである。

#### 5 坂本龍馬記念館

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関 する監査結果及び意見

NHK大河ドラマの影響から坂本龍馬記念館についても利用者数は年度によって大きく増減しているものの、指定管理者制度導入前と比較すれば利用者数は確実に増加している。坂本龍馬にまつわる企画展を3年連続企画として開催するなど、特色ある取組に意欲的に取り組んできた結果であると思われる。利用者数の増加はサービス質的量的向上の結果であると言え、評価に値する。

管理代行料の額は指定管理者制度導入以前の県負担額に比して、増加した年もあるものの近年は減少しており、経費縮減の観点から評価に値する。もっとも、平成26年度からは、管理代行料と利用料金等による収入の合計額から経費の適正支出額を控除した剰余金が生じたときは高知県に納付するものとされている(基本協定書第8条の2第2項)。指定管理者の経済的動機付けを害するものであり、かかる剰余金が発生したときは指定管理者に帰属するものとすべきである。

指定管理者は直指定によっている。これ は、特殊な技能を必要とし、専門性が高い ことに基づいている。

しかしながら、坂本龍馬記念館において 要求される特殊技能、専門性というもの は、その内容自体漠然としている。要求さ 歴史民俗資料館では、施設の管理に加え、 地域の芸術の振興や文化の継承という地域に 根差した公共性の高い役割を持っていること や、資料の収集保存、調査研究、教育普及と いった効率性だけでは捉えられない業務や、 地域の歴史や文化に関する高い専門性を持 ち、長期的な視点での運営を行う必要がある こと、また、本県における中核的な文化施設 として、県内各地の文化施設と連携しなが ら、地域や学校等と継続的な信頼関係を持

措置の内容

今後は、運用指針の改正を踏まえ、県として直指定の方針を決定する時期までに外部有識者等の意見を聴取した上で、その適否等について決定します。

ち、業務を実施していく必要があることか

ら、指定管理者は設置時から管理運営を担っ

5 坂本龍馬記念館【文化推進課】

てきた団体を指定しています。

管理代行料については、直指定のため、県が管理運営に係る経費や施設の実態を踏まえ 算出した額となっています。そのため、それ を上回る収益をあげた場合は、指定管理者の インセンティブに配慮することより、相当分 を県に還元し経費の節減を図ることが適当と 考えています。ただし、剰余金(事業費の み)は指定管理期間の最終年度まで繰り越す ことができるものとし、指定管理期間におい てあげた収益をその期間内において活用にで るようにすることで、指定管理者の経済的動 様付けを損なうことのないよう配慮していま す。

坂本龍馬記念館では、来館者の求めるもの が本物志向にシフトし、龍馬に関する資料の 収集や質の高い展示といった業務の充実が必 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

監査結果

措置の内容

れる特殊技能、専門性があるとしても、選定された指定管理者が委託するなどすれば対応可能なものであり、直指定でなければならない理由とは言い難い。直指定を維持するとしても、要求される特殊技能、専門性を有する事業者は高知県外に存するはずである。県内事業者に限定するからこそ、専門性の高さに対応できる事業者が限られてくるだけである。

県内事業者の要件の緩和若しくは撤廃の みならず、募集方法についても再度公募へ と変更すべきである。

1期は3年、2期以降は5年と委託期間が長期化されている。これは団体における知識の蓄積を図る必要があること、数年単位で企画を組む方がより充実した企画展を実施できるとの観点から設定されたものである。実際、3年にわたる企画展が実施されているように、住民サービスとして結実しており、評価に値する。

応募者によるプレゼンテーション及び質 疑は公開で実施されている。今後の応募者 への情報提供とも言え、この点は評価でき ス

坂本龍馬記念館は坂本龍馬を顕彰する施設であって、坂本龍馬に関する資料の収集、展示等を行うことを目的としている。しかし、坂本龍馬記念館の展示物の多くは複製品であって、本物が少ないように思われる。複製品では一度来た観光客をリピーターにすることは難しいであろうから、今後は坂本龍馬の直筆の手紙等を含めて本物を収集して当館において展示していくよう努力を期待したい。

#### 6 文学館

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

利用者数は年度によって増減が見られるものの、近年の利用者数は指定管理者制度 導入前と比較して増加している。高知県ゆかりの作家を取り上げて土佐文学を幅広く 紹介しており、常設展においてもローテーション方式を採用するなどして指定管理者 が意欲的に取り組んできた結果であると思われる。利用者数の増加はサービスの質的 量的向上の結果であると言え、評価に値する。高知県における指定管理者制度導入の成功例の一つである。

管理代行料の額は指定管理者制度導入以

要であり、運営に当たって高度な専門的知識の蓄積・活用が不可欠であることや、地域や学校、県内の文化施設等との信頼関係を保ち、継続的な運営を行う必要があることから、指定管理者は設置時から管理運営を担い、これらの専門的知識やノウハウを蓄積した団体を指定しています。

今後は、運用指針の改正を踏まえ、県として直指定の方針を決定する時期までに外部有識者等の意見を聴取した上で、その適否等について決定します。

現在、坂本龍馬記念館は本物の資料を保存、展示できる博物館機能を備えた新館の建設に向けた取組を進めています。この施設の完成により、他の博物館から資料借用が可能となることから、全国の龍馬ファンをはじめ、より多くの方にリピーターとなってもらえるよう、展示の充実に努めるとともに、来館者の満足度を高める魅力的な施設運営に取り組むよう、仕様書の見直しやモニタリングを通じた指導・助言を行います。

6 文学館【文化推准課】

管理代行料については、直指定のため、県

账

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

措置の内容

前の県負担額に比して、増加した年もあるものの近年は減少しており、経費縮減の観点から評価に値する。もっとも、管理代行料と利用料金等による収入の合計額から経費の適正支出額を控除した剰余金が生じたとさは高知県に納付するものとされている(基本協定書第8条の2第2項)。指定管理者の経済的動機付けを害するものであり、かかる剰余金が発生したときは指定管理者に帰属するものとすべきである。

指定管理者は直指定によっている。これ は、特殊な技能を必要とし、専門性が高い ことに基づいている。

しかしながら、文学館に要求される特殊 技能、専門性自体、漠然としており、その 内容は必ずしも明確ではない。要求される 特殊技能、専門性があるとしても、選定さ れた指定管理者が委託するなどすれば対応 可能なものであり、直指定でなければなら ない理由とは言い難い。仮に直指定を維持 するとしても、要求される特殊技能、専門 性を有する事業者は高知県外にも存するは ずであり、県内事業者に限定するからこ 手門性の高さに対応できる事業者が事 実上限られてしまうのである。

よって、県内事業者の要件の緩和若しく は撤廃に加えて、募集方法についても公募 へと変更すべきである。

1期は3年、2期以降は5年と委託期間が長期化されている。これは団体における知識の蓄積を図る必要があること、数年単位で企画を組む方がより充実した企画展を実施できるとの観点から設定されたものである。かかる視点は住民へのサービスとして結実するものであり、合理的なものである。

# 7 県民文化ホール

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

利用者数が指定管理者制度導入前と比較して減少している(平成22年から1年半にわたって改修工事が行われているため、平成22年度、平成23年度は利用可能期間が他年よりも少ない)。指定管理者にて工夫を凝らしてきたものと思われるものの、残念な結果である。3期から募集が公募となり、指定管理者が高知県立県民文化ホール大洞企業体へと変更された。直指定されていた指定管理者が公募による審査結果を経

が管理運営に係る経費や施設の実態を踏まえ 算出した額となっています。そのため、それ を上回る収益をあげた場合は、指定管理者の インセンティブに配慮することより、相当分 を県に還元し経費の節減を図ることが適当と 考えています。ただし、剰余金(事業費 み)は指定管理期間の最終年度まで繰り越す ことができるものとし、指定管理期間におい ちようにすることで、指定管理者の経済的動 機付けを損なうことのないよう配慮していま す。

文学館では、施設の管理に加え、地域の芸術の振興や文化の継承という地域に根差した公共性の高い役割を持っていることから、本県ゆかりの文学や文学者についての資料の収集保存、調査研究、教育普及に関する高い専門性が求められています。また、地域や学校、県内の文化施設等との信頼関係を保ち、継続的な運営を行う必要があることから、指定管理者は設置時から管理運営を担い、これらの専門的知識やノウハウを蓄積した団体を指定しています。

今後は、運用指針の改正を踏まえ、県として直指定の方針を決定する時期までに外部有 識者等の意見を聴取した上で、その適否等に ついて決定します。

7 県民文化ホール【文化推進課(財政課)】

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

> て変更されるのは公募する目的が果たされたということでもあるから、今後の推移を 見守る必要がある。

管理代行料の額は導入以前に比せば、確 実に削減されており、この点においては成 果を上げているものと思われる。

公募期間は3期が2か月間であった。長い公募期間を確保しており、これ自体望ま しいものである。

1期は3年、2期以降は5年と委託期間を長期化させている。企画競争を通して提供すべき住民サービスの充実化を図るという公募の趣旨からすれば、応募者数の増加につながるような形で委託期間を設定することが望ましい。当該施設については複数の応募がなされたことから、5年と設定したことに合理性があったと評価できる。

指定管理者が工夫を凝らして経費を削減 したとしても、結局、指定管理料が減額さ れてしまっては、充実したサービス提供に 向けた経済的動機付けが働かず、応募者の 増加も見込めなくなりかねない。指定管理 者の経営努力とその成果に応じて報われる ような枠組みづくりが必要であると思料す

なお、平成26年度からは基本協定書8条の3本文において、管理代行料と利用料金による収入との合計額から適正経費支出額を控除した剰余金は原則として指定管理者に帰属するものとされている。これは経済的動機付けの観点から望ましいものである。

しかしながら、当該剰余金が「過大」と 判断されたときは高知県に納付すべき額を 協議により定める(基本協定書8条の3た だし書)とされており、かかる規定はその 運用の内容が何によっては指定管理者の経 済的動機付けを大きく阻害しかねないもの であることから納付を免除し、ただし書部 分を削除することが妥当である。

当該施設については複数業者からの応募 がなされていることから、県外事業者の参 入を広く認める要請は、現時点では、他施 設に比して高くはないものの、県内事業者 の事業改善意欲を高めるためにも、県内事 業者要件を緩和若しくは撤廃すべきであ る。

指定管理者候補の選定に際しても運用指 針第3第3項以降が適用されるため、提案 管理代行料については、指定管理者に配慮 しつつ、適切な積算を行っているところであ り、今後も、指定管理者の自立的な経営努力 が発揮されるよう工夫します。

措置の内容

9

剰余金の取扱いについては、指定管理者に 配慮した運用を行っているところであり、今 後も、指定管理者の経済的動機付けを害する ことのないよう配慮した運用を行います。

指定管理者の公募については、応募者の増加を図るため、地域経済の活性化や県内雇用の確保を考慮したうえで、県外事業者の要件を見直した運用指針の改正内容に沿って、適切に運用して行きます。

<1

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

10

監査結果 措置の内容

努めます。

価格に係る配点については25点以上の配分を行うのが原則とされている(第3第3項(2)イ)ところ、当該施設においては20点とされている。

これは過去6年の実績額から必要最小限の額を積算したことから、更なる減額を評価するよりは、これを前提としてどういった内容のサービスを提供できるか、というところに重点をおいて事業計画を審査したいとの意向からであった。これ自体は首肯しうるものであるが、赤字が複数年にわたって発生するときは増額も検討されなければならない。

# 8 交通安全こどもセンター

# (5) 監査の結果及び意見

3期目までは複数の応募者を維持しており、公募期間、委託期間ともに問題はないが、なお欲を言えば、住民サービスの更なる向上のために、より多くの応募がなされることが望ましい。そのため、敢えて以下に示すような課題を指摘させていただく。

まず、当該施設は、開園時間が午前8時30分~午後6時、休園日は12月27日から翌年の1月1日までとされており、特に土日祭日は多くの子供達で賑わう施設となっているが、他方で、職員体制は15人、うち常勤職員は1人しかおらず、非常勤職員2人、パート12人、その他多くのボランティアに支えられている状況にあり、常勤職員をせめて2人体制とする必要があるのではないかという疑問答がつく。

つぎに、ゴーカートを子供達で運転することができる点が当該施設の人気となっているが、その反面、安全性の確保は主には交通法規の遵守を利用者自身に委ねるものとなっており、更なるルールの整備は避けられない。また、事故の未然の防止の観に事故が起きてしまった後の対応については更なる安全配慮の徹底を求めたい。

また、当該施設内には、廃車になったバス (指定管理者が県から許可を受けて設置しているもの)を図書館としているものや、蒸気機関車(県がJRより借り受けているもの)が設置されているが、老朽化が激しく(むき出しになった機材などについては危険性すらある)、いずれも子供達に人気の乗り物であるため、県は、現状を点検し、維持管理等の対策について検討を進めるべきであろう。

管理代行料については、必要な人件費や事業費を適切に積算していると考えていますが、今後も指定管理者候補の作成した事業計画書等を参考に、適切な管理代行料の積算に

8 交通安全こどもセンター【県民生活・男女 共同参画課】

施設の運営体制については、年間を通して 必要な配置計画を作成し、人役を積算してい るところですが、ご指摘を踏まえ、平成27年 度に常勤職員の退職に伴い新たに2名の常勤 職員を採用しました。今後も更なる住民サー ビスの向上に努めてまいります。

ゴーカートの利用については、職員に対する教育を強化するとともに、整備点検の実施、乗車時の安全確保、利用者への安全走行の指導などを徹底し、安全面に十分配慮した対応を行っているところです。また、平成27年度から自賠責保険に加入し、ゴーカートの事故発生時の対応を向上させており、今後も安全配慮の徹底に努めます。

バスは、指定管理者が簡易塗装を行い、また、蒸気機関車は、県が危険性があると判断 した箇所を修繕するなど、維持管理を行って いるところです。

今後も、定期的に点検を行いながら、必要 に応じて修繕を行ってまいりますが、状況に よっては、抜本的な対策の必要性についても 検討を行います。 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

監査結果

措置の内容

なお、当該施設は駐車場スペースが圧倒 的に少ないことは利用者数増加を阻害する 一要因であることからすれば、当該敷地内 で駐車場に転用できるスペースが散見され ることから、駐車場を増加することも検討 されてはどうだろうか。

9 こうち男女共同参画センター

#### (5) 監査の結果及び意見

平成18年度に指定管理者制度を導入した際には、3者の応募があったものの、以後応募者は1者のみという状況が続いており、募集期間を1か月以上確保するなどしているものの改善状況は見受けられず、サービスの提供者を民間事業者等から幅はなかれる結果となっている。この原因の一には、当該施設が男女共同参画の拠点であることから、当該施設の設置目的に合致した業務を十分に実施できるだけの県内民間事業者が少ない上に、既に指摘したとおり、収支も厳しい状況にあり、インセンティブも期待できない、魅力の少ない施設であることがあげられる。

また、当該施設は、平成24年より指定期間を3年から5年に延長しているが、このことが応募者数の増加を一層困難にするものと考えられる。

かかる状況を打破するためには、より魅力ある講座、講演を実現するために、著名講師に依頼することを実現できる指定管理料の見直しを図るとともに、当該施設の設置目的に合致した業務を十分に実施できるだけの民間業者が県内に少ないのであれば、広く県内外の民間事業者が応募できるような運用に改めるなど抜本的な対策を図る必要があるものと思われる。

また、当該施設には駐車場スペースが少ないことも集客を困難にする一要因となっていることは否めないことから、駐車場の確保等の対策も検討していただきたいものである。

当施設は、県民の憩いの場であり、ゴーカートゾーン以外の桜ゾーンやどんぐり・紅葉ゾーンは、春秋の季節に家族連れで楽しんでいただいている場所ですので、施設の駐車場への転用は慎重な対応が必要です。

11

なお、平成25年度まで土日祭日のみ、無償で借りていた近隣施設の駐車場(平成28年度まで建替工事のため利用不可)を、工事終了後に借りるなどの方法を協議しているところです。

# 9 こうち男女共同参画センター【県民生活・ 男女共同参画課(財政課)】

男女共同参画社会を実現するという、こう ち男女共同参画センター設置の目的を達成す るためには、専門性、有効な事業実施のため のノウハウの蓄積、男女共同参画に深い見識 を持つ職員の育成など、より高い職務遂行能 力が求められます。

特に、センター事業の大きな柱である相談事業では、年間1,500件を超える相談を受け付けています(H24:1,491件、H25:1,719件、H26:1,689件)が、相談内容は、生き方、家族・家庭、性・身体・健康など多岐にわたり、場合によっては、相談者の人生を左右しかねない大きな責任を負うことから、相談員には高い専門性が求められます。そのため、相談員には、県内外で開催される、様々な専門研修を受講させるとともに、実際に相談に対応する中でOJTで経験を積み、専門性を高めているところです。

事業を実施できる人材、組織を形成するためには、ある程度長期で指定管理を行う必要があることを踏まえ、今期から5年に変更しているものです。

県外事業者の要件については、運用指針の 改正により、これまで応募の時点で県内に事 業所、事務所等を置く者に限定していたもの が、指定管理を開始する時点までに県内に事 業所等を置く者に見直されたことから、今後 は、改正された指針に沿って、適切に運用し ていきます。

駐車場については、館の東側に新たに7台 分確保(H24~+6台、H26~+1台)した ところですが、近隣に適当な駐車場はなく、 さらなる拡大は困難な状況です。現在、大き な講演会の際には、近くの量販店に協力を依 頼して確保しており、こうした工夫を含め、 引き続き、駐車場の確保に向けて努力しま す。 12

12

#### 10 人権啓発センター

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関 する監査結果及び意見

指定管理者制度導入前に比して、利用者 数が近時やや減少している。特にホールに ついては今後の更なる利活用が望まれ、新 たな利用者の開拓が必要である。

管理代行料の額は導入以前に比せば、確 実に削減されており、この点においては成 果を上げている。

公募期間は1期より約1か月に設定されているが、1者しか応募者がない状況が続いている以上、応募しやすい状況を作り出すためにも公募期間を長期化すべきである。

委託期間はいずれも3年である。1者しか応募者がない状況が続いていることからすると、委託期間を長期化すること、具体的には5年と変更することも検討されるべきである。そのために、運用指針も委託期間の柔軟化を認める方向へと改正すべきである。

経費の削減など指定管理者の努力により 生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めない。ただし、剰余金が過大であると認められる場合には、県との協議により戻入すべき額を定めることができる(高知県立人権啓発センター管理業務仕様書第4項)。あまり大きな剰余金が発生するとは考え難いが、それでもなお、事業者の経営改善に向けた動機付けを強化するとの額点からは望ましいものである。ただ、全額事業者に帰属すべき利益としてよいのではないかと思われる。

なお、共用部分経費については指定管理 者の努力によって発生した剰余金ではない ために精算することとしており、これ自体 は合理的なものである。

審査委員会の設置についても高知県立人 権啓発センター指定管理者選定委員会設置 要綱に基づいて設置されており、かかる規 定が設けられている点で評価できる。

しかしながら、まず、第4条第1項において「各委員の評点の合計が最も高いものを候補者として選定する」とあるが、評点の下限を設けるべきであると思われる。

#### 11 地域職業訓練センター

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

#### 10 人権啓発センター【人権課】

ホールの利用を促進するため、「人権啓発 センターだより」や「ホームページ」、ま た、各種研修会等の機会を捉え、PRに努め ており、平成28年度から、福祉団体等人権課 題の関連団体と連携した研修・啓発の事業展 開を計画しているところです。今後は、その 中でもホールの積極的な利用を促していきま オ

措置の内容

改正後の運用指針において、公募期間は45 日以上、委託期間は5年以内を原則とすることとされたことから、次期公募までに委託期間の延長について検討するとともに、公募時には応募者への周知や応募手続に十分な期間を確保します。

平成26年度から、指定管理者の努力により 生み出された剰余金は、精算により返還を求 めないことにしています。

次期公募に向けて、要綱の中に評点の下限 を設けることについて検討していきます。

#### 11 地域職業訓練センター【雇用労働政策課】

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

# 監査結果

措置の内容

13

指定管理者制度導入前に比して、利用者数が大きく減少している。これは開講していたパソコン講座の廃止等に基づくものである。利用者数の減少を受けて指定管理者は自主事業を実施しているものの、利用者が大幅に減少していることに変わりはなく、十分な利活用が図られているとは言い難い状態にある。このまま利用者数が改善されないようであれば公募によって応募者を募ることも考えるべきである。

管理代行料の額は導入以前と比べて著しい増加を見せている。これはパソコン講座が廃止されて収入は減少したものの、庁舎管理に係る委託料 (清掃・警備等) や人件費に要する固定経費が大きいために支出を削減することができず、管理代行料の増額によって賄うほかなかったためであると思われる。この点は利用者数の増加をさらに考えるべきであり、更なる利活用が望まれる。

指定管理者の応募は直指定によっている。地域職業訓練センターも高知県職業能力開発協会も職業能力開発促進法に基づく同様の目的の業務を行う関係にあり、高知・民職業能力開発協会が行うべき業務内容を地域職業訓練センターを利用して行ってきたこと、高知県職業能力開発協会は技能検定を行う主体であるが、技能検定を行うに際しては地域職業訓練センターの利用が不可避であること、高知県職業能力開発協会自身及び同協会員によるセンター利用が多くを占めていること等の理由に基づくものである。

しかしながら、高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第2条は指定管理者は原則として公募するものと定めていること、先に述べた理由はいずれも高知県立職業能力開発協会以外の団体が指定管理者となることを禁止するものではないこと、高知県立地域職業訓練センターの中心業務は貸館業務であって、果務は遂行できることから、公募を行うことは可能である。利用の低調さに差で表れば企画競争による利活用を考えるべきであって、県内事業者要件を緩和若しくは厳廃し、かつ、公募によって応募者を募るべきである。

1期は3年、2期も3年とされている。 施設の維持管理が主たる業務であることか 利用者数の改善に向けては、地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第1条の「労働者等の職業能力の開発及び向上を促進するため、事業主団体等が行う職業訓練、職業に関する教育訓練等の用に供する施設」であることを踏まえたうえで、利用者がいない時には一般の方にも貸し付けるなど、空室の有効な活用促進に努めるとともに、当施核等の設置や、当施設のホームページのリニューアル、また、県のホームページにもリンクさせる等により更なる周知広報に努めます。

地域職業訓練センターの直指定の理由については、監査結果のとおりですが、応募方法の判断に当たっては、指定管理者制度の目的である住民サービスの向上と経費の縮減という両面から検討した上で、直指定としていませ

ただ、近年利用者が減少していることは課題と認識しており、改正後の運用指針において、直指定を行う場合は、その適否について外部有識者等の意見を聴取することとなったことを踏まえ、次期更新時には、より一層の住民サービス向上のため、外部有識者等のご意見を頂くこととします。

また、次期更新時には、直指定となる場合でも運用指針に基づき、審査委員会を設置し、事業計画書等の審査を経た上で、指定管理者の指定を行うこととします。

14

.

ら、運用指針に基づいて3年としていると のことである。公募によるのであれば更な る長期化も含めて検討が必要であり、運用 指針はこの点で改正されるべきである。

地域職業訓練センターについては審査委員会が設置されることなく、高知県職業能力開発協会が指定管理者として指定されてきた。担当部局の審査を経たとは言え、運用指針の定める選定手続を経ていないことは問題であると言わざるを得ず、運用指針は厳格に遵守されるべきである。

利用者数は大幅に減少し、利活用において改善されるべき点は多々存するものと思われる。しかしながら、モニタリングにおいては利用者数の減少については「B」と評価され、その他は「A」と評価されている。モニタリングが指定管理者の業務改善への動機付けとしての役割を果たせていないことは明らかである。担当部局は現在の利用状況を容認するかのような評価を行うのではなく、改善すべき点を指摘して指定管理者の業務改善を求めるべきである。それでもなお利用者数が改善しないというのであれば、廃止も含めて検討が必要である。

# 12 甫喜ヶ峰森林公園

# (5) 監査の結果及び意見

一般に、応募者が多ければ、競争原理により、より指定管理者制度の目的に沿った管理運営に適した指定管理者を選定できる可能性が高まるため、初めての公募に5者を集めたことは成功と言える。しかし、その後応募者は現指定管理者のみとなり、競争原理は働いていない。

公の施設は、住民の利用に供するための施設であるから、利用者数の増減は住民サービスの程度を測る重要な指標と言える。指定管理者は、休園日を年末年始のみに限定するなどの努力により順調に利用者を増やしており、本施設への指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっていると評価できる。

本施設における管理代行料は、指定管理者制度移行前の管理委託に要した県支出額と比較して、初年度で17パーセント減額となっており、その後も大幅減額が続いている。したがって本施設への指定管理制度導入は管理代行料すなわち行政コストの大幅削減につながったと評価できる。ただし、

モニタリングについては、今後も、基本方針に従い評価を行いますが、利用者の満足度や意見・要望を把握することは、サービスの向上を図るうえで必要なものであることから、利用申請者に対してアンケート調査等を実施することで、意見の把握に努め、改善に繋げていくよう、指導・助言を行います。

措置の内容

12 甫喜ヶ峰森林公園【林業環境政策課(財政 課)】

管理代行料については、利用者サービスの 更なる向上を目的に人員体制を強化すること とし、平成27年度から非常勤職員1名を常勤 職員として算定するよう改善を図りました。

指定管理者の収益の改善について、上記の とおり管理代行料を見直したことにより、赤 字の解消が図られると見込んでいます。 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

措置の内容

本施設においては、管理代行料の削減が指定管理者の収支状況を圧迫しており大きな問題である。

4期目の募集に当たり募集期間が延長さ れたが、応募者は前期同様に現指定管理者 1者のみであった。募集期間の延長は、新 規の応募を検討する者に検討や準備の余裕 を与えるためと説明されるが、それのみで 新規応募を促進することができるわけでは ない。新規事業に挑戦するに当たっての検 討・準備期間にあたる募集期間が今まで1 か月程度であったこと自体が不十分だった と言え延長は不可欠な改善である。もっと も、1か月が1.5か月に延びたといって も、新規事業進出を検討・準備するに十分 な期間とは言えないであろう。むしろ、事 業内容、収支状況、当該施設の指定管理者 になることのメリット及びリスクの判断材 料となるべき情報、応募の手続等について 常にホームページ等で閲覧できるようにし ておき、常時、次回の募集に備えた検討・ 準備ができる状態にしておくことが望まし い。十分な検討・準備の期間を与えた上で 墓集時期を予告の上、その受付期間を1.5 か月程度とするのであれば、新規応募に結 びつき得るのではないだろうか。

4期目の募集に当たり委託期間が延長さ れたが、応募は現指定管理者1者のみで あった。新規事業を始めるに当たり、次期 選定に漏れて撤退を余儀なくされる可能性 があるというのは、応募をためらう大きな 要因であろう。新規事業への進出に当たっ ては、新規雇用により人的体制の整備、教 育訓練、施設管理運営のノウハウ習得等の 人的・経済的負担を伴うのであるから、そ れが3年後には無に帰す可能性があるとい うのは大きなリスクである。したがって、 委託期間延長の意義は大きい。委託期間の 長期化は、指定管理者の固定化を招き、新 規参入の機会を奪い、現指定管理者の業務 に対する緊張感が薄れたり、競争原理が働 きにくくなったりするというデメリットも あろうが、より優れたノウハウを有する民 間事業を呼び込むことが住民サービス向上 の観点からは最も重要である。むしろ、3 年間を5年間にする程度の延長で足りるの か。更なる長期化について検討する余地が あるのではないか。

赤字が続いている収支状況は問題であ

次回の指定管理者の募集においては、できるだけ多くの事業者から応募がなされるよう、応募の際の判断材となる当該施設の事業内容、収支状況、応募手続等について清時ホームページで閲覧できるようにします。

15

ホームページで閲覧できるようにします。 また、改正後の運用指針において、公募期間は45日以上、委託期間については5年を原則とすることとされたことから、公募期間を45日以上確保するとともに、現行の5年の期間を運用していく中で競争性を確保していき

たいと考えています。

16

監査結果 措置の内容

る。

この点については、県からの収入である 管理代行料の予算設定の適正性及び指定管 理者の創意工夫による利用料収入等の増額 が問題となる。本施設においては、利用者 を増加させながら、管理代行料は減額され ており行政コスト縮減も実現している。し かし、指定管理者の収支はずっと赤字のま まであり平成22年以降はその赤字額が200 万円以上となっている。このような多額の 赤字を出したまま事業を継続することは営 利企業ではあり得ないことであり、営利を 目的としない団体であっても事業として本 来継続しえないものである。本施設におけ る指定管理者は3期連続で指定管理者をつ とめ、4期目も継続を予定しているが、こ れはボランティア精神の賜物と言える。指 定管理者制度導入の目的の一つである行政 コスト削減は、民間のノウハウを活用し て、より効率的な施設の管理運営を図るこ とによって実現されるべきであり、指定管 理者のボランティア精神や経済的負担のみ によって実現されるべきものでない。予算 設定が適切でなく管理代行料が低額である がゆえに努力しても赤字というのでは、将 来的には現指定管理者の事業継続も新規民 間事業者等の応募も期待できなくなるであ ろう。この問題点について県の主管課から 説明を受けたところ、県による予算設定で は当該施設の職員として常勤1名・非常勤 3名体制を想定して積算したが、指定管理 者側では常勤2名・嘱託2名という体制が 必要だとしたため、人的体制に関する双方 の認識の差が人件費の差として大きな赤字 要因となっているとのことであった。県と しては、住民サービスの更なる向上を図る ため、複数の常勤職員の必要性等について 検討し、適正な予算設定を行うようにして いるとのことである。

また、利用料に関しては、現指定管理者は、本施設を利用することに対する住民の敷居を下げるため、利用料をできるだけ取らない又は極力低額にするという方針を取っているとのことであるが、逆にそれが収益を圧迫する一因にむなっている。利用料の徴収による収益改善と、住民サービスとのバランスが課題となるが、充実した告知さえできれば例えばキャンプ場などはイベントと絡めるなどすれば一定の料金を

施設の利用料については、施設の設置目的、施設の状況(施設・備品の老朽化)、利用料金衡収に係る経費負担などを踏まえ検討した結果、無料としています。その一方で、トレイルランニングや自然体験教室の開催など参加者から費用負担を求める自主事業の充実を図ることで、収益改善に努めており、引き続き、取組を継続していきたいと考えています。

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

監査結果 措置の内容

払っても利用したいという住民は存在する のではないか。指定管理者の側でも利用料 収入により収益を改善させる努力が必要で ある。

#### 13 森林研修センター (情報交流館)

#### (5) 監査の結果及び意見

競争原理の観点から、初めての公募に4 者を集めたことは成功と言える。しかし、 その後応募者は現指定管理者のみとなり、 競争原理は働いていない。

指定管理者は順調に利用者を増やしてお り、本施設への指定管理者制度の導入は住 民サービス向上につながっていると評価で きる。

管理代行料は大幅に削減されており、本施設における行政コスト削減効果は十分である。支出を削減しながら利用者数も伸びており、住民サービスを犠牲にしていないことが分かる。

募集延長は不可欠な改善であるが、それのみでは不十分であり、事業内容、収支状況、当該施設の指定管理者になることのメリット及びリスクの判断材料となるべき情報、応募の手続等について常にホームページ等で閲覧できるようにしておき、常時次回の募集に備えた検討・準備ができる状態にしておくことが望ましい。

委託期間の延長は新たな応募者誘因の きっかけとまではならなかった。もっと も、甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、 委託期間延長は、重要な改善であり、むし ろ5年で足りるのか検討すべきである。

収支状況に関しては、現指定管理者は、本施設を利用することに対する敷居を下げるため、利用料を取らない又は極力低額にするという方針を取っているとのことであるが、逆にそれが収益を圧迫する一因にもなっている。指定管理者自身の収入増加策にも検討の余地があることから、管理代行料の金額に問題はないものと思われる。

#### 14 森林研修センター (研修館)

#### (5) 監査の結果及び意見

初めての公募で応募者が2者であったのは他の施設と比較すると物足りない。その後も2期を除き応募者は現指定管理者のみであり、競争原理は働いていない。募集に際しての更なる工夫が必要と思われるが、そもそも本施設の指定管理者の選定方法として公募が適切なのかどうかの検討も必要

13 森林研修センター(情報交流館) 【林業環 境政策課】

17

次回の指定管理者の募集においては、できるだけ多くの事業者から応募がなされるよう、応募の際の判断材料となる当該施設の事業内容、収支状況、応募手続等について常時ホームページで閲覧できるようにします。

委託期間については、運用方針の改正により、5年以内を原則とすることとされたことから、現行の5年の期間を運用していく中で競争性を確保していきたいと考えています。

# 14 森林研修センター(研修館)【森づくり推進課】

公募により指定管理者を選定することで、 民間事業者が有するノウハウや経営手法の活 用が可能となり、利用者のニーズに対応した きめ細かなサービスの提供が期待でき、多数 の利用者が確保されると考えています。 <1

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

18

措置の内容

であろう。

指定管理者は順調に利用者を増やしており、本施設への指定管理者制度の導入は住 民サービス向上につながっていると評価できる。

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、管理代行料の増減は、効率的な施設の管理運営がなされているかを測る重要な指標と言える。本施設においては指定管理者制度導入前と比較して管理代行料はほとんど変わらない。利用者数が3倍近くなっていることからすれば、実質的には大幅なコスト削減と言える。国から委託を受けた緑の雇用研修の委託費を効果的に利用することにより、県指定管理者としてのコスト削減につなげたものである。

4期募集に当たり募集期間が延長されたが、新たな応募はなかった。甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、延長は不可欠な改善であるが、それのみでは不十分であり、事業内容、収支状況、当該施設の指定管理者になることのメリット及びリスクの判断材料となるべき情報、応募の手続等について常にホームページ等で閲覧できるようにしておき、常時次回の募集に備えた検討・準備ができる状態にしておくことが望ましい。

委託期間が延長されたが、新たな応募はなかった。したがって、委託期間の延長は新たな応募者誘因のきっかけとまではならなかった。もっとも、甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、延長は重要な改善であるが、それのみでは不十分であり、むしろ5年で足りるのかまで検討すべきである。

収支状況に関しては、特に問題はない。 管理代行料も適切である。

# 15 牧野植物園

#### (5) 監査の結果及び意見

指定管理者の選定方法については、2期目に直指定に変更された。しかし、指定管理者制度は公募が原則である。確かに専門の担当者や専門知識を持つ管理職が必要なことは理解できるが、指定管理者自体を固定する必要があるかどうかは検討の余地がある。本施設の管理運営状況に問題は見当たらないため、直指定であることが即問題になることはない。しかし、県外の植物図の指定管理者など、専門性を持ちながら、今の牧野植物園にはない新しい発想を持つ

次回の指定管理者の募集においては、できるだけ多くの事業者から応募がなされるよう、応募の際の判断材料となる当該施設の事業内容、収支状況、応募手続等について常時ホームページで閲覧できるようにします。

措置の内容

次期委託期間では、より多くの応募者を募るため、これまでの指定期間「3年」を「5年」に変更し、競争性の確保に努めます。

#### 15 牧野植物園【環境共生課(財政課)】

牧野植物園の指定管理者については、植物 や園芸等の専門性が求められることに加え、 植物研究機関として、県内の教育や産業振興 に寄与するという役割も担っており、地域や 関係機関との信頼関係を築きながら、長期的 な視点で運営を行うことが求められます。

この要件を満たす事業者は、県内に現指定 管理者の他にいないこと、これまでも適正に 管理運営されていたことから、直指定を行っ てきましたが、今後は、運用指針の改正によ り県外事業者要件が緩和されたことから、公 事業者も存在する可能性があり、今後も公 募の可能性について再考することは必要と 思われる。

監査結果

指定管理者は順調に利用者を増やしてお り、本施設への指定管理者制度の導入は住 民サービス向上につながっていると評価で きる。もっとも利用者数増加の理由は、大 河ドラマ、隣接する竹林寺の事業の影響、 県の産業振興計画の一環としての観光誘致 など指定管理者以外の努力による県外観光 客全体の増加に伴う部分も大きいと考えら れる。高知県の産業振興という側面から見 ればそれこそが大きな成功と言えるが、今 回は指定管理制度導入が県民の利用増加= 住民サービス向上につながったかどうかと いう視点から検討した。県内の利用者と県 外からの観光客を正確に区別して継続的に 取られたデータはなかったため、県内客の 利用が大半であると思われる小学生・中学 生・高校生の入園者数及び年間パスポート (購入時から1年間何度でも入園できる入 園券) の発行部数を参考にした。その結 果、高校生以下の入園者数、年間パスポー ト発行部数ともに全体の入園者数に比例し て、指定管理者制度導入前との比較で増加 していることが分かった。したがって、本 施設への指定管理者制度導入は、県外観光 客を増やしただけでなく、住民に対するサ ービス向上にも役立っていると評価でき る。本施設が平成27年1月24日付の日本経 済新聞「NIKKEIプラス1」の「真冬 もぽかぽか 温室のある植物園 ランキン グで全国第3位に選ばれたことなども指定 管理者の管理運営上の努力やホームページ 等を通じた様々な情報発信の成果と言えよ

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、管理代行料の増減は、効率的な施設の管理運営がなされているかを測る重要な指標と言える。本施設においては指定管理者制度導入前と比較すると平成23年以降管理代行料は増加しているが利用者数が増加していることからすれば実質的に見ればコストアップとまでは言えない。

しかし、収支赤字には関心を払うべきである。本施設の予算規模からすれば大きな赤字とは言えないものの、赤字が続けば事業としての継続性に問題が生じ得るのであるから、県は指定管理者に対しあらかじめ

募の可能性を再考し、外部有識者等の意見を 聴取することで、直指定の判断の妥当性を確 保します。

19

平成23、24年度と赤字が出たものの、その 後は収支状況が改善されています。

また、平成28年度からの5か年(H28~H 32)の指定管理代行料の上限額の設定にあ たっては、これまでの収支決算を分析し、事 業者が確実に業務を遂行できるよう、必要な 額を積算しております。

運営にあたっては、県と指定管理者におけるモニタリング等を通じて、収支状況を注視するとともに、代行業務の収入源でもある入園料収入の増を目指すことで、利用者サービスの向上に努めます。

さらに、指定管理代行料(事業費のみ)に

措置の内容

契約した金額で管理代行料を支払えばそれで済むという意識では不十分である。モニタリング等を通じて、年度ごとの指定管理者側の収支に意識を払い、赤字の原因を分析し、県と指定管理者双方において収支状況を改善する努力をすべきである。

#### 16 月見山こどもの森

# (5) 監査の結果及び意見

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、競 争原理の観点から、初めての公募に3者を 集めたことは成功と言える。2期、4期と も現指定管理者以外の応募者があり一定程 度の競争原理は働いた。4期目に新規応募 者がなかったことから、今後の対策が必要 である。

指定管理者は順調に利用者を増やしてきた。3期目以降の減少は遊具の修繕や新設のため大幅に利用が制限されたことが原因と思われるため、全面開放される平成27年度からは再び増加が期待できる。したがって、本施設への指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっていると評価できる。

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、管理代行料の増減は、効率的な施設の管理運営がなされているかを測る重要な指標と言え、本施設における行政コスト削減効果は十分である。 支出を削減しながら利用者数も伸びており、住民サービスを犠牲にしていないことが分かる。

4期目の募集に当たり募集期間が延長されたが、新たな応募はなかった。 甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、延長は不可欠な改善であるが、それのみでは不十分であり、事業内容、収支状況、当該施設の指定管理者になることのメリット及びリスクの判断材料となるべき情報、応募の手続等について常にホームページ等で閲覧できるようにしておき、常時次回の募集に備えた検討・準備ができる状態にしておくことが望ましい。

収支状況に関しては、特に問題はない。 指定管理者に大幅な利益は発生していない が、現指定管理者は本施設の管理運営を通 じて、児童生徒等に自然の中で豊かな経験 をさせることに意義を見出しており、収益 性は特に問題にはなっていない。同様の理 由からキャンプ場利用や各種教室参加費な ど自主事業での手数料収入は考えていない ついて、これまでの単年度精算方式から、平成28年度以降は複数年方式に変更し、前年度の剰余金を当該指定管理期間内の次年度以降の事業の充実に活用できる等、指定管理者にとって柔軟な運営を可能としています。

20

#### 16 月見山こどもの森【環境共生課】

次期の指定管理者の募集においては、できるだけ多くの事業者から応募がなされるよう、業務の内容や収支状況、指定管理者になることのメリット、応募の手続等について常時ホームページで閲覧できるようにします。

また、募集方法については、ホームページ に加え、多様な広報媒体を活用し、積極的に 発信することで、広く一般に周知を行いま す。 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

措置の内容

(実費は徴収)が、本施設の設置目的から すれば妥当である。

#### 17 宇佐漁港

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

指定管理者制度導入前と比較して利用者 数は微増傾向にあり、これは評価に値す

宇佐漁港においては利用料等収入が支出を上回っており、剰余金が発生している。 そのため、管理代行料を県が指定管理者に 支払うのではなく、県が剰余金を受領する こととなる。県が受領する剰余金は指定管 理導入前に比べて増加しており、行政コストの削減という点から評価に値する。

指定管理者は公募によって募集している。1期、2期ともに応募者数は1者である。当該施設は十分な収益を見込むことができる施設であることから更なる企画競争によって利活用が図られるべきである。応募者数を増加させる取組が必要である。

例えば、委託期間は3年とされてきたが、今後は5年と変更することも検討されるべきである。また、事業内容はプレジャーボートの係留施設及び保管施設の管理に限定されており、あえて県内事業者に限定する理由はない。県外事業者の参入も広く認め、県内事業者の事業改善意欲を高めることが指定管理者制度の趣旨に照らして望ましい。県内事業者要件については撤廃若しくは緩和すべきである。

県への納入額は指定管理者制度導入以前 に比して、着実に増加しており、評価に値 する。利用料金による収入から県への納付 額と経費の適正支出額を控除した剰余金が 生じたときは指定管理者に帰属するのが原 則とされていることも指定管理者の経済的 動機付けの観点から妥当である。

もっとも、状況に照らして剰余金が「過大」であるときは県との協議により県への納付額又はその他の目的に充てるべき額を定めるとされており、「過大」性の判断次第では経済的動機付けを阻害することとなりかねず、慎重な配慮が求められる。

審査委員会の設置についても宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補 者選定委員会設置要綱に基づいて設置され ており、かかる規定が設けられている点で 評価できる。 17 宇佐漁港【漁港漁場課】

指定管理者の公募にあたっては、応募者数の増加を図るため、平成28年度から指定管理期間を5年に延長しました。

21

また、県外事業者の要件については、運用 指針の改正内容に沿って、適切に運用してい きます。

剰余金については、これまで過大であると の判断に至った年度はありませんが、利用料 金収入や管理業務の状況について指定管理者 と十分協議を行い、過大性については慎重に 判断します。

22

措置の内容

しかしながら、まず、第4条第1項において「委員の評点の合計が最も高い申請者 を候補者として選定する」とあるが、評点 の下限を設けるべきであると思われる。

字佐漁港プレジャーボート等保管施設指 定管理者候補者選定委員会審査要領によれ ば、業務を安定して行う能力の審査項目に おいて、申請者の有する経験・実績が問わ れており、「字佐漁港全般にかかる各種業 務の実績」という視点が設定されている。

しかしながら、かかる「実績」を有する 団体は極めて限定されることとなってしま い、事実上の参入障壁となってしまう。ま た、県内事業者という要件を課してしまえ ば、応募者としての適格性を有する団体は 極めて限定されることとなってしまう。応 募者が低調なままであることは自然なこと である。

「実績」を重視すること自体の合理性は 評価できるものの、そうであるならば、企 画競争をとおしたサービス向上を図るべ く、先に述べたとおり県内事業者要件を緩 和若しくは懶廃すべきである。

#### 18 池公園

# (5) 監査の結果及び意見

公募期間については、これまでの5期の うち、3期以外は全て複数業者からの応募 がなされていることからして、問題はない ものと言える。

また、委託期間も委託業務の内容が高い 専門性を有するものではない以上、同様で ある。

予算設定の適正性については、前述のと おり、指定管理者制度導入後、利用料等収 入が増加しているにもかかわらず赤字決算 が継続している状況下において、管理代行 料にはかかる経過が全く反映されておらず (2期から3期は3年度分の管理代行料が 減額される事態が生じている)、予算設定 の適正性には疑問符をつけざるを得ない。 いかに経費の削減が指定管理者制度の一つ の目的であるとしても、指定管理者の負担 の元に成し遂げられた経費の削減には意味 がなく、応募を希望する民間事業者がなく なれば本末転倒の結果となりかねないこと には留意するべきである。当該施設ではテ ニスコートについては、午前8時から午後 6時まで年中無休で利用できる体制を維持 するなどしているが、赤字経営慢性化に 評点の下限については、審査要領に最低制限基準(500点満点中350点)を設け、これに達していない場合は候補者に選定できないとする規定を追加しました。

審査項目の視点については、評価項目に あった「船舶管理の実績、宇佐漁港全般に係 る各種業務の実績」を「船舶管理および漁港 施設管理に係る各種業務の実績」に改正しま した。

なお、県内事業者要件の撤廃又は緩和については、前述のとおりです。

18 池公園【公園下水道課(財政課)】

管理代行料については、管理運営に必要な 経費等を適正に積算しているところですが、 次期公募時には運営の実態を把握したうえ で、指定管理者からの意見も聞きながら、今 後の管理代行料のあり方について検討しま す。 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

> よって、このような住民サービスも提供で きない事態も容易に想定されうるのであ

> なお、公園下水道課によれば、かかる状 況に対処するべく6期からは予算の増額を 検討しているとのことである。

#### 19 室戸広域公園

#### (5) 監査の結果及び意見

公募期間については、これまでの3期は、全て複数業者からの応募がなされていることからして、問題はないものと言える.

また、委託期間は、合宿対応の継続性を 考慮し、平成27年度より5年間に延長され ているが、妥当な措置と思料される。

指定管理者制度導入後、利用料等収入が 増加しているにもかかわらず赤字決算の年 度が散見される中、前述のとおり、草刈り 等の作業経費が増大している状況下におい ては、予算設定の適正性には疑問符を付け ざるを得ない。指定管理者の負担の元に成 し遂げられた行政コストの削減には意味が ないことは、池公園で述べたことと同様で ある。

#### 20 のいち動物公園

#### (5) 監査の結果及び意見

当該施設は、2期目より委託期間を3年間から5年間に延長した。理由としては、高い専門性を必要とする業務であり、県内には管理を委ねられるにふさわしい業者は見受けられないことが挙げられている。

確かに、動物園の維持管理は高い専門性を有することは否めないが、当該施設は平成24年度には650万円を超える赤字決算となり、平成25年度も300万円弱の赤字決算となっており、いずれも指定管理者が自己資金を投入することで経営を継続している。

しかしながら、資金的な行き詰まりによって、思い切ったイベント開催や県の観光の目玉になるような動物の購入資金投入も益々困難となり(なお、動物購入は指定管理者の業務であるが、多額の費用を要する動物は協議の上購入するものとし、多くの場合は県が購入することとなっているようである。)、魅力ある動物園の運営は実現し難く、住民サービスの向上など到底望すことはできなくなる。

慢性的な赤字経営ということになるので

19 室戸広域公園【公園下水道課(財政課)】

措置の内容

23

管理代行料については、管理運営に必要な 経費等を適正に積算しているところですが、 次期公募時には運営の実態を把握したうえ で、指定管理者からの意見も聞きながら、今 後の管理代行料のあり方について検討しま す。

20 のいち動物公園【公園下水道課(財政課)】

管理代行料については、管理運営に必要な 経費等を適正に積算しているところですが、 次期更新時には運営の実態を把握したうえ で、指定管理者からの意見も聞きながら、今 後の管理代行料のあり方について検討しま す。

動物園の維持管理は高い専門性を有するこ

账

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

24

監査結果 措置の内容

あれば、予算設定の適性という観点からも 指定管理料の見直しを図り、魅力ある動物 園を県内外に発信し、広く県内外からの利 用者を呼び込めるような施設を目指すべき であるし、場合によっては高知県における 指定管理者運用指針を見直し、ノウハウを 持つ県外業者からの参入を可能とする運用 (ただし、動物は飼育員になつく以上は現 地スタッフの雇用はそのまま継続してくれ もような業者に限定されることとなろう) も検討しなければならないものと思われ る。

#### 21 春野総合運動公園

(5) 監査の結果及び意見

公募期間については、1期目の指定管理 者が応募を辞退した2期目を除いて複数業 者からの応募がなされていることからし て、問題はないものと言える。

また、委託期間は、各競技における大会 運営や合宿誘致等に継続性及び専門性を要 するため、平成21年度から指定期間が5年 に延長されているが、妥当な措置と思料さ れる。

前述のとおり、指定管理者制度導入以前の県負担額よりも指定管理料が増加しているものの、支出も同じく増大している状況からすれば、安易に行政コスト削減効果がないという評価はできず、逆に利用者数、利用料等収入を地道に増加させている状況は評価できるものと言える。

委託期間は、3期目までは3年間とされ

22 土佐西南大規模公園 (大方·佐賀地区)

(5) 監査の結果及び意見

ていたが、1期目は3者の応募があったにもかかわらず、2期目より応募者数が1者のみとなり、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるという指定管理者制度の趣旨は損なわれる結果となっている。もっとも、既に述べたとおり、発費節えを見かしていう観点からは、指定管理者制度導入の成功例と言えるものであり、高く評価してよいものと思われる。

23 土佐西南大規模公園(中村地区)

(5) 監査の結果及び意見

委託期間は、3期目までは3年間とされていたが、1期目より応募者数が1者のみとなり、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるという指定管理者制度の

とから、現状の直指定を継続することが必要であると考えておりますが、改正後の運用指針において、直指定を行う場合は、その適否について外部有識者等の意見を聴取することとなったことを踏まえ、次期更新時には、直指定判断の妥当性について確認することとし、指定管理者と協議しながら魅力ある施設を目指します。

21 春野総合運動公園【行政管理課(公園下水 道課)】

※ 指摘事項なし

22 土佐西南大規模公園(大方・佐賀地区) 【行政管理課(公園下水道課)】

※ 指摘事項なし

23 土佐西南大規模公園(中村地区) 【公園下 水道課(財政課)】 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

趣旨は全く損なわれている状況となっている

指定管理料は、指定管理者制度導入以前 の県負担額と比して大幅に減少しており、 行政コスト削減効果は大いに評価できるも のと言えるが、逆に、指定管理料が民間業 者の新規参入を阻んでいる可能性もある。

収支差額を比較すると、平成23年度は赤字決算となっており、平成24年度、25年度は黒字決算とはなっているが利益は微々たるものである。

キャビンサイトの増設が利用者数の向上 につながるのであれば、より利用者ニーズ に応じた設備投資をしていくべきである し、指定管理者のモチベーション維持のた めにも、指定管理料の見直しは検討される べきであろう。

#### 24 室戸体育館

(5) 監査の結果及び意見

従前より、室戸市が管理してきたものを 指定管理者制度導入後も直指定によって、 引き続き当該施設の管理を室戸市に委ねた ものである。

指定管理者制度導入により、県負担額は 減少し、行政コスト削減効果は評価することができる。

また、利用者数、利用料等収入も増加しており、指定管理者の努力も見て取ることはできるが、いかんせん元々の利用者数が少なすぎるため、住民サービスの向上という観点からはあまり肯定的な評価ができる状況にはない。

利用者数の大幅増に結びつかないのは、 室戸市内にある室戸市勤労者体育センター の利用料金が雇用保険の被保険者は半額に なるため、同センターに利用者が集中して いることも一因のようである。

しかし、かかる状況をただ見ているだけ では住民サービスの向上など実現できるは ずもない。

指定管理者制度導入の趣旨は、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があるのであって、体育館の維持管理業務という特に高度の専門性が求められるものでもない当該施設については、原則通り公募により指定管理者を選定し、近隣の室戸広域公園や国立室戸青少年自然の家などと連携し、合宿誘致等の観点から地域振興に相乗効果ももたらしてくれる民

管理代行料については、管理運営に必要な 経費等を適正に積算しているところですが、 次期公募時には運営の実態を把握したうえ で、指定管理者からの意見も聞きながら、今

後の管理代行料のあり方について検討しま

措置の内容

25

24 室戸体育館【公園下水道課】

利用者の経済性や利便性などを考慮し、現 在の指定管理者である室戸市とも協議しなが ら、次期指定管理者選定に向け、公募を視野 に入れて検討していきます。

26

間業者に管理を委ねることを検討するべき

#### 25 甲浦港海岸緑地公園

である。

# (5) 監査の結果及び意見

公募期間は、3期目までが1か月であったが、4期目は46日間となっている。

委託期間は、3期目までは3年間とされていたが、1期目より応募者数が1者のみとなり、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるという指定管理者制度の趣旨は全く損なわれている状況となっている。

しかも、指定管理者制度導入以前においては県負担額が0であったにもかかわらず、指定管理料を0で募集したところ、東洋町ですら応募をしてこなかったという経緯があり、指定管理者制度導入の必要性があったのかについても疑問符を呈さなければならない。

もっとも、海水浴場はその年の天候に左 右される上に、当該施設は高知県の東端に 位置しており、隣接する徳島県内において 新たな海水浴場が開設されたことによる利 用者数の減少といったこともあることから すれば、従前の東洋町あるいは地元観光協 会の負担による当該施設の管理運営自体が 間類であったのかもしれない。

今日に至っても、指定管理者の大幅な持ち出しに頼った当該施設の管理運営をしており、指定管理料の大幅な見直しにより、より多くの民間業者のノウハウを利用した当該施設の改善を期待する方がよいと思われる。

# 26 手結港海岸緑地公園

# (5) 監査の結果及び意見

3期目を除いては複数業者からの応募がなされているが、それ以降は1者のみとなっており、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるという指定管理者制度の趣旨はやや損なわれている状況にある。しかしながら、指定管理者が地元夜須町から道の駅及び夜須駅の一体管理を直指定されている状況からすれば、他の民間業者の参入は困難な状況はあると言える。

海水浴場はその年の天候に左右されるものであり、東日本大震災が起きた平成23年と翌平成24年は冷夏であった上に震災の影響などを考慮すれば、住民サービスの向上が図れていないという結論は早計であろ

25 甲浦港海岸緑地公園【港湾・海岸課(財政 課)】

措置の内容

指定管理者制度導入により、開園期間が延長され海水浴シーズン以外もキャンプサイトの利用やイベントの開催が可能となっています。また、樹木の剪定や海岸清掃等の回数を増やし、景観を良くするなど利用者サービスの向上が図られており、指定管理者制度の導入は必要と考えています。

なお、東洋町内で甲浦港海岸緑地公園の指 定管理や町の業務委託の受け皿となるよう一 般社団法人設立に向けて準備が進められてい ると聞いています。

管理代行料については、管理運営に必要な 経費等を適正に積算しているところですが、 次期公募時には運営の実態を把握したうえ で、現在の指定管理者である東洋町からの意 見を聞きながら、今後の管理代行料のあり方 について検討します。

なお、指定管理者制度導入前は、東洋町と 協議して締結した維持管理委託協定書に基づ き無償としていました。

# 26 手結港海岸緑地公園【港湾・海岸課】

#### ※ 指摘事項なし

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

措置の内容

う。

経費節減効果及び住民サービスの向上といった観点からは指定管理者制度導入による成功例と言えるであろう。

- 27 高知港係留施設等
- (4) 監査の結果及び意見

資料が不足して現時点では評価ができない。

- 28 塩見記念青少年プラザ
  - (5) 監査の結果及び意見

本施設においては、公募により、前指定管理者に代わり現指定管理者が選定された。民間の競争原理を活かして、住民サービス向上と行政コスト削減を目指すという指定管理者制度の目的からすれば、あるべき姿であるが、今回各施設の状況を監査した中ではむしろ希少ケースであった。新しい指定管理者である「特定非営利活動法人たびびと」は、以前より県立交通安全こどもセンターの指定管理者、市立筆山文化会館管理受託業務、県・市その他から受託した視覚障害者に対する録音図書提供事業などを行っているNPO法人であり、過去の経験で培ったノウハウ等も当施設で活かされていると言える。

指定管理者は順調に利用者を増やしており、本施設への指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっていると評価できる。今後も青少年の学習や文化活動の拠点として更なる利用率向上が予想されるだけに、平成28年度からの建替えに伴う休館が残念であるが、建替後の利用率向上に期待したい。休館中は、近隣には同様の機能を持つ代替施設がなく、学習面では図書館、文化活動面では市の青年センターなどが受け皿になるものと思われる。

東喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、管理代行料の増減は、効率的な施設の管理運営がなされているかを測る重要な指標と言え、本施設における行政コスト削減効果は十分である。支出を削減しながら利用者数も伸びており、住民サービスを犠牲にしていないことが分かる。

5期目の募集に当たり募集期間が延長されたが、新たな応募はなかった。 甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、延長は不可欠な改善であるが、それのみでは不十分であり、事業内容、収支状況、当該施設の指定

- 27 高知港係留施設等【港湾・海岸課】
- ※ 平成26年度から指定管理者制度を導入した施設であるため、評価できなかったもの。

27

28 塩見記念青少年プラザ【生涯学習課】

塩見記念青少年プラザについては、平成28 年度から改築工事に着手し、工事完成後の平成30年度にオープンを予定しており、指定管理者を公募する場合は、平成29年度に公募を行うことを検討しています。 20

4

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

28

措置の内容

管理者になることのメリット及びリスクの 判断材料となるべき情報、応募の手続等に ついて常にホームページ等で閲覧できるよ うにしておき、常時次回の募集に備えた検 計・準備ができる状態にしておくことが望 ましい。

管理代行料の削減すなわち行政コストの 縮減は図られているものの、指定管理者の 収支は赤字又は黒字であってもごく少額に とどまっている。例えば、平成24年度の赤 字の原因は支出が予定額を若干上回ったこ とにある。営利を目的としない団体であっ ても、赤字が続けば事業の継続はできな い。また、営利を目的としない団体である ことと公の施設の指定管理者として適任で あることは必ずしも一致するわけではない ため、営利を目的としつつも、より指定管 理者制度の目的に合致した新しい応募者を 募ることも重要である。そこで、本施設に おいては、少なくとも利用料収入について は指定管理者の収入とすることができるよ うにすることが望ましい。利用者数の増加 が自らの収入の増加に結び付く仕組みは、 現指定管理者の更なる意欲向上にも、新し い応募者の誘因にも効果が期待できる。な お、当施設の主な利用者とは想定されてい ない社会人等からの利用料収入を指定管理 者の収入とすることは、指定管理者をして 利益主義に走らせ、結果として主な利用者 である青少年の施設利用を阻害するのでは ないかとの憂慮がある。しかし、施設稼働 率が上限に達しているというのならともか く、まだ十分に稼働率を上げる余地はある ものと思われる。また、そもそも当該施設 の趣旨に替同した者が指定管理者として選 定されるはずであるから、青少年の不利益 のもとに自らの利益のみを追求することは 想定し難い上、仮にかかる事態が発生した としても、アンケート等を通じた利用者の 声や県によるモニタリングを通じた指定管 理者に対する監督により是正は可能である と思われる。

#### 29 香北青少年の家

#### (5) 監査の結果及び意見

施設の特殊性の問題もあると思われるが、同様に公募をかけた他の施設に比べると最初の応募者が2者というのは物足りないと言える。さらに、現指定管理者に香美市が深く関わっていることからすれば、新

改築後の施設において指定管理者を公募する際には、より多くの応募者から提案をいただくのが望ましいと考えており、情報提供が可能な内容やその時期、周知方法などについて、運用指針に基づき、平成29年度の初めを目途に検討を行います。

本施設においては、利用者の6割以上が使用する学習室などの使用料が無料であり、利用の主体である18歳未満の方の使用料も無料又は安価であることから、指定管理者が経営努力を発揮し、収入の増加策を講じる際に、本来の利用主体である18歳未満の方の利用や、無料スペースの管理運営に消極的になるおそれがあることから、利用料収入を指定管理者の収入とする利用料金制の導入は行っていないところです。

ただ、今回のご指摘を踏まえ、利用料収入 を指定管理者の収入とする方法も含め、青少 年の施設利用を阻害せず、指定管理者の意欲 向上や新たな応募者の誘因につながる方策に ついて、次期の指定管理者の募集時期である 平成29年度の初めを目途に検討を行います。

# 29 香北青少年の家【生涯学習課】

民間の競争原理を生かした住民サービスの 向上といった観点から、引き続き、公募によ る選定を行います。

そのうえで、より多くの応募者から提案を いただくのが望ましいと考えており、情報提 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

措置の内容

29

規応募に期待すること自体困難とも言えるが、他方数字の面から見れば現指定管理者が十分な成果を上げるに至っていないことも重視する必要がある。応募者を増やす工夫がされているのか、そもそも指定管理者の選定方法として公募が適切であるのかどうかまで遡って検討する必要があるものと思われる。

利用者が増えていないことについて、所管課では、少子化を原因の一つとして考えているが、同様に青少年を対象とする施設でも、交通安全こどもセンターや塩見記念青少年プラザなどのように利用者数を増やしている施設もある。更に詳細な原因分析及び対策が必要と思われる。また、抜本的な対策としては、本施設の管理運営に新しい発想を持ち込める応募者を呼び込み現指定管理者と企画を競わせることが必要である。

管理代行料も微増であり指定管理制度導入の目的を十分には達成できていない。とはいえ、利用者が減っても運営・管理する対象が変わらなければ最小限の人的体制は変えられないのが実情であり、管理代行料積算の大きな部分を占める人件費を削減することは困難である。むしろ、現在の人的体制のままで利用者の増加を目指すことが現実的であろう。

施設利用料は指定管理者が徴収を代行して県に納めることになっている点については、住民サービスを向上させ利用者数を増やすという観点から、利用料収入を指定管理者の利益とすることも検討の余地がある。利用者数の増加が自らの収入の増加に結び付く仕組みは、現指定管理者の更なる意欲向上にも、新しい応募者の誘因にも効果が期待できる。なお、塩見配念プラザの項でも述べたとおり、指定管理者が青少年以外の利用促進に走る結果青少年の利用を阻害するのではないかとの憂慮は不要と考える。

指定管理者制度の目的である行政コスト 削減効果及び住民サービス向上効果が見られない中で、業務総合評価が全てAという のでは、現括定管理者はじめ関係者が現在 の指定管理のやり方を見直す動機付けにな らない。評価手法を再検討する必要がある ものと思われる。 供が可能な内容やその時期、周知方法などについて、運用指針に基づき、次期指定管理者の募集時期である平成31年度までに検討を行います。

本施設においては、主な利用主体である青 少年の使用料が安価であることから、指定管 理者が経営努力を発揮し、収入の増加策を講 じる際に、本来の利用主体である青少年の利 用に消極的になるおそれがあることから、利 用料収入を指定管理者の収入とする利用料金 制の導入は行っていないところです。

ただ、今回のご指摘を踏まえ、利用料収入 を指定管理者の収入とする方法も含め、青少 年の施設利用を阻害せず、指定管理者の意欲 向上や新たな応募者の誘因につながる方策に ついて、指定管理者の公募時期までに検討を 行います。

業務状況評価については、外部の委員で構成する「県立青少年教育施設のあり方を考える懇話会」において、学校教育の現状や社会状況の変化などの外的要因も踏まえたうえで総合的な評価を行っていますが、さらなる住民サービスの向上に向けて主催事業の見直しや新たなプログラムの導入など努力を重ねてまいります。

账

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果 30

# 30 高知青少年の家及び31 青少年体育館 (5) 監査の結果及び意見

必ずしも応募者数だけで評価はできない が、一般に、応募者が多ければ、競争原理 から、より指定管理者制度の目的に沿った 管理運営に適した指定管理者を選定できる 可能性が高まるため、初めての公募は成功 と言えるであろうが、それ以降新たな応募 者は得られていない。本来なら、利用者数 を増やすためには新しい発想を持った広募 者を呼び込む必要があり、そのためのより 一層の工夫が必要である。もっとも、現指 定管理者は、両施設に隣接する青少年向け の宿泊施設である伊野スポーツセンターの 運営主体でもあり、施設機能の関連性から みて、指定管理者の変更は事実上困難と思 われる。形だけの公募であれば、むしろ直 指定に変更した上で、住民サービス向上及 び行政コスト削減の方法を検討した方が、 公募手続に要する時間及び費用分だけ行政 の効率化につながるものと思われる。

高知青少年の家の利用者数減少に関し所管課では、少子化を原因の一つとして考えている。しかし、同様に青少年を対象とする施設でも、交通安全こどもセンターや塩見記念青少年プラザなどのように利用者数を増やしている施設もある。更に詳細な原因分析及び対策が必要と思われる。

指定管理者制度の導入は、行政コスト削減には結びついていない。

施設利用料は指定管理者が徴収を代行して県に納めることになっているが、住民サービスを向上させ利用者数を増やすという 観点からは、利用料収入を指定管理者の利益とすることも検討の余地があるのではないか

指定管理者制度の目的である行政コスト 削減効果及び住民サービス向上効果が見ら れない中で、業務総合評価がA又はBとい うのでは、現指定管理者はじめ関係者が現 在の指定管理のやり方を見直す動機付けに ならない。評価手法を再検討する必要があ るものと思われる。

#### 32 埋蔵文化財センター

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関

措置の内容 30 高知青少年の家及び31 青少年体育館【生 涯学習課】

民間の競争原理を生かした住民サービスの 向上といった観点から、引き続き、公募によ る選定を行います。

そのうえで、より多くの応募者から提案をいただくのが望ましいと考えておりますが、情報提供が可能な内容やその時期、周知方法などについて、運用指針に基づき、次期の指定管理者の募集時期である平成31年度までに検討を行います。

高知青少年の家については、使用料の減免 対象となる県や市町村、青少年、社会教育団 体等の利用が多い状況です。

また、青少年体育館については、利用の主体である25歳未満の青少年の利用が安価に設定されており、使用料が減免される県や学校等の利用も多い状況です。

このため、指定管理者が経営努力を発揮 し、収入の増加策を講じる際に、本来の利用 主体である青少年等の利用に対し指定管理者 が消極的になるおそれがあることから、利用 料収入を指定管理者の収入とする利用料金制 の導入は行っていないところです。

ただ、今回のご指摘を踏まえ、利用料収入 を指定管理者の収入とする方法も含め、青少 年等の施設利用を阻害せず、指定管理者の意 欲向上や新たな応募者の誘因につながる方策 について、指定管理者の公募時期までに検討 を行います。

業務状況評価については、外部の委員で構成する「県立青少年教育施設のあり方を考える懇話会」において、総合的な評価を行っていますが、さらなる住民サービスの向上に向けて主催事業の見直しや新たなプログラムの導入などにより、利用者増加へ繋げるよう努めます。

32 埋蔵文化財センター【文化財課】

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

監査結果 措置の内容

#### する監査結果及び意見

指定管理者制度導入前と比較して利用者 数が顕著に増加している。これは、土日開 館を開始した他、指定管理者が取り組んで きた出張教室開催などの取組の結果と言 え、サービスの質的量的向上に向けた指定 管理者の意欲的取組は評価できる。出張教 室に参加した子どもたちからも高い評価を 得ている。遠隔地に住む子どもたちの関心 にも応えようとする姿勢は是非今後とも維 持していただきたい。

平成24年度からの管理代行料の大幅な低下は、県からの派遣職員の人件費を県からの直接支給としたためであって、指定管理制度導入以前と直ちに比較することはできないものであるが、これを除いたとしても管理代行料は低下しており行政コスト削減の観点からも十分に評価に値する。

指定管理者の応募は直指定によっている。埋蔵文化財に関する専門的知識を有し、センターの管理運営を適切に行うことができる県内唯一の団体が現在の指定管理者である、ということがその理由とされている。出土遺物の保存・管理を行う関係上、専門的知識が必要であると考えることは合理的なものである。また、指定管理業務と発掘調査業務とが相互補完的な関係にあり、発掘調査事業を受託している事業者と指定管理者が一致しないこととなると発掘調査事業に支障を来すおそれがあるとの指摘も理解できないものではない(特に予算成立が遅れた場合)。

しかし、専門的知識を備えた機関は県外に目を向ければ多数存するのであるから、専門的知識の必要性そのものは直指定とする理由にはならない。また、指定管理業務と発掘調査業務との相互補完的関係を重視し過ぎては、発掘調査業務を受託する者を指定管理者と指定する運用ともなりかねず、指定管理業務の企画競争を通してサービス向上を図ろうとした指定管理者制度の本来的目的からは大きく離れてしまう。

企画競争を通したサービス向上を図る契機とするためにも、県内事業者要件を緩和若しくは撤廃し、公募によって募集するのが妥当であると考える。

委託期間は1期は3年、2期は1年、3 期は3年、4期は5年とされている。委託 期間を長期化することで長期的な視点に 埋蔵文化財センターについては、埋蔵文化 財について継続的な発掘調査と保管・管理を 一体的に行うことにより効率的に高度な業務 を実施しています。

31

また、地域の文化を育み継承していくという普及啓発事業も実施しており、例えば、学校を対象としている出前考古学教室は、これまでの授業内容や実績が教育現場での信頼につながり高い評価を得ています。こうしたことから、指定管理業務は、発掘調査の状況に精通し、かつ県内出土の遺物に対して見識のある職員が業務を遂行することが必要であり、指定管理者は設置時から管理運営を担ってきた団体を直指定としています。

ただし、改正後の運用指針において、直指 定を行う場合は、その適否について外部有識 者等の意見を聴取することとなったことを踏

32

監査結果 措置の内容

立った広報・普及活動が可能となること、 減価償却の関係で機器導入にも積極的にな ることができ、サービスの向上に資する可 能性が高まる、との理由に基づくものであ ス

これらの理由自体は合理性を有するものであるが、直指定のまま委託期間を長期化することを併せて考えると、必ずしも望ましいことではないと思われる。長期化するのであれば、応募方法は公募も含めて検討すべきである。

剰余金が発生したときは当該剰余金を高知県に納付しなければならない(高知県立 埋蔵物文化財センター管理運営に関する基本協定書第8条2項)とされている。当該施設が取り扱うのは収益性のある事業ではないことから現行制度にも合理性はある。とはいえ、経営改善努力に向けた動機付けを強めるという観点からは妥当とは言い難い。剰余金の全額までの納付は求めないようにすることも検討されるべきである。

なお、諸収入欄の金額は職員の駐車場利 用料等である。

埋蔵文化財センターについては審査委員会が設置されることなく、公益財団法人高知文化財団が指定管理者として指定されてきた。担当部局内にて審査がなされたとは言え、運用指針の手続が遵守されていないと言わざるを得ず、その手続の公正さには疑問を抱かざるをえない。今後、運用指針を遵守して指定管理者候補者が選定されるべきである。

埋蔵物文化財センターについては開館時間と休館日がインターネット上にて公開されている。

しかしながら、休館日ではない日の開館 時間内に訪れたところ、建物は閉館してお り建物内に立ち入ることができなかった。 どうやらインターネット上の告知が誤って いたようであるが、休館日時の告知は正確 になされなければならない。

- 33 高知公園(高知公園駐車場を含む)
  - (4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関 する監査結果及び意見

高知公園駐車場については平成17年度より指定管理者制度が導入され、高知公園については平成19年度より指定管理者制度が導入された。そして平成19年度の高知公園の指定管理に高知公園駐車場も含めること

まえ、次期更新時には、外部の有識者等に対 し、直指定の妥当性について確認することと します。

管理代行料については、直指定のため、県 が管理運営に係る経費や施設の実態を踏まえ 算出した額となっています。そのため、それ を上回る収益をあげた場合は、相当分を県に 還元し経費の節減を図ることが適当と考えて います。

前述のとおり、改正後の運用指針において、直指定を行う場合は、その適否について外部有識者等の意見を聴取することとなったことを踏まえ、次期更新時には、外部の有識者等に対し、直指定の妥当性について確認することとします。

掲載内容等について、指定管理者が定めた ホームページの運営管理に係る責任者による 確認を徹底します。

33 高知公園(高知公園駐車場を含む) 【文化 財課(財政課)】 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

監査結果 措置の内容

とされた。

そのため、平成19年度以降の利用実績と比較しうるのは双方ともに指定管理者制度 が導入されていなかった年度、すなわち平成16年度とするのが妥当である。平成16年 度と比較すれば、利用者数は確実に増加し ており、指定管理者の努力が結果と思われ、十分に評価できる。

なお、平成18年度、平成22年度の利用者 数は高知を舞台とした大河ドラマがNHK で放映された年であり、比較対象としては 不適である。

行政コストの点についても先と同様平成 16年度を基準としてみれば、管理代行料は 確実に減少しており、十分に評価に値す ス

もっとも、高知城の保守管理には毎年1 億円前後を別途支出しているとのことであり、高知県の負担額を全体として考えれば、行政コスト削減効果があったか否か、あったとしてどの程度のものであったかは必ずしも明らかではない。全体として行政コスト削減効果がいかほどのものであるのかを明確に算定できるように、算定方法を確立すべきである。

1期の応募者は6社であったのに対し、 2期・3期と応募は1者という状態が続い ている。応募者が現れなければ公募する意 味が大きく減殺されるのであるから、応募 者が現れない理由を正しく分析して対応す る必要がある。

委託期間は1期が3年、2期も3年、3期は5年と延長されている。経営環境を安定させて多様化する利用者ニーズに対応できる人材育成を図りやすくなること、減価償却の関係で機器導入に前向きにもなれてサービス向上を図りやすくなるとの理由に基づくものである。

しかしながら応募者は減少しており、委託期間が5年で足りるのかについては再検討が必要である。なお、この点にかかる運用指針については委託期間を柔軟化する方向で改正すべきである。

高知公園については、発生した利益の中から「2分の1の額」若しくは「収支差額が12,729千円を超えた場合は、当該超えた額の100分の25に相当する額」を高知県に納付しなければならないとされている(高知県立高知公園の管理運営に関する基本協

県が別途支出している事業費については、 文化財の保存整備と施設整備に関する経費 (工事費等)が主なものです。これは、指定 管理者に文化財の保存を行わせることは、専 門性が高く負担も大きいことから県が自ら 行っているものです。

33

公園の保守管理については、指定管理者が 日常管理業務を適正に行い、早期に修繕場所 等を発見し対応することにより、施設、設備 の長寿命化につながり、結果として管理代行 料などの後年度負担の軽減につながっている と考えています。

保守管理に伴う行政コストの削減については、仮に施設、設備を修繕しなかった場合に生する所要経費を算出することは困難であり、その効果を定量的に明らかにすることはできませんが、修繕等の際には、その費用対効果をしっかりと精査するよう努めていきたいと考えています。

文化財を主体とする公園の指定管理業務であることから、難易度が高いと感じる希望者もあると考えられるため、これまで以上に仕様書等を工夫し、業務内容を分かりやすく説明することにより、提案しやすいよう工夫を行います。

文化財を生かす戦略を描く人材を新たに雇い入れるためには、人材育成期間を考慮すると指定期間が短いことが厳しいことはご指摘のとおりです。

指定後、県として指定管理者が文化財について理解を深められるよう研修会などに取り組み、現在の5年間の指定期間で質の高い業務が行われるよう工夫します。

斑

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

34

#### 監査結果 措置の内容

定書37条)。土地が国有財産であるため、 当該土地利用分に相応する利益相当額を納 付する、という考えに基づくものである。

かかる考え自体は合理的なものであるも のの、納付割合の合理性については別途検 討されなければならない。管理代行料が 年々減少しているところ、それにも関わら ず利益部分を生じさせているのは事業者の 経営努力の結果と捉えるべきものである。 事業改善努力の動機付けを損なわないよ う、納付割合をさらに低下させることが合 理的である。

先に述べたとおり、高知公園については 応募者が大きく減少している。その理由は 必ずしも明らかではないが、公募を行う趣 旨にもとる事態であることは否定し難いと ころである。企画競争を通してサービス向 上の契機とするという趣旨に照らせば、事 業者を県内に限定する理由はない。県内事 業者要件は緩和若しくは撤廃すべきであ

# 34 県民体育館、35 武道館及び36 弓道場 (5) 監査の結果及び意見

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、競 争原理の観点から、初めての公募に3者、 2期目にも2者を集めたことは成功と言え る。しかし、その後応募者は現指定管理者 のみとなり、競争原理は働いていない。と ころで、説明会には参加したが応募に至ら ない者がいるのは、公募自体の広報活動の 効果はあったが、それ以外の部分に何らか の障害があったということになろう。応募 者の減少に悩むのであれば、一旦興味を示 しながら応募をしなかった理由を聞き取る 等の努力もすべきではないだろうか。

指定管理者は順調に利用者を増やしてお り、本施設への指定管理者制度の導入は住 民サービス向上につながっていると評価で

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、管 理代行料の増減は、効率的な施設の管理運 営がなされているかを測る重要な指標と言 え、本施設における行政コスト削減効果は 十分である。支出を削減しながら利用者数 も伸ばしており、住民サービスを犠牲にし ていないことが分かる。

4期目の募集に当たり募集期間が延長さ れたが、新たな応募はなかった。甫喜ヶ峰 森林公園でも述べたとおり、延長は不可欠

現在の管理代行料については、必要経費と 利用料金の実績を比較検討し適切に定めてい ます。

今後も、指定管理者が意欲を持てるよう、 実績額をもとに必要な事業費の積算を十分に 行い、機械的に指定管理代行料が減額となら ないよう精査します。

本県を代表する文化財であり、観光地でも あることから、本県に愛情を持った経営体が 指定管理者になることが望ましいと考えます が、運用指針の改正を踏まえ、県外事業者に おいても、規定されている中で参加できるよ う最大限配慮を行い、競争性が損なわれるこ とのないようにします。

# 34 県民体育館、35 武道館及び36 弓道場 【スポーツ健康教育課】

説明会には参加したが応募に至らなかった 方に、その理由を尋ねたところ、説明会の際 に現指定管理者の管理状況を確認し対抗する のは困難と判断した、予算的に管理していく ことは困難と判断したとのことでした。次回 の指定管理者募集にあたっては、指定業務内 容、期間、管理代行料、業務責任分担等の条 件の見直しを図り、応募者が参加しやすいよ うな環境づくりに取り組みます。

指定管理者になることのメリット及びリス クの判断材料に活用する資料の一つとして、 行政管理課のホームページに施設ごとの「業 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

措置の内容

な改善であるが、それのみでは不十分であ り、事業内容、収支状況、当該施設の指定 管理者になることのメリット及びリスクの 判断材料となるべき情報、応募の手続等に ついて常にホームページ等で閲覧できるよ うにしておき、常時次回の募集に備えた検 討・準備ができる状態にしておくことが望 ましい。

4期目の募集に当たり委託期間が延長さ れたが、応募は現指定管理者1者のみで あった。したがって、委託期間の延長は新 たな応募者誘因のきっかけとまではならな かった。もっとも、甫喜ヶ峰森林公園でも 述べたとおり、委託期間延長は、重要な改 善であり、むしろ5年で足りるのか検討す べきである。

収支状況のうち平成25年度の赤字につ き、指定管理者は、その経営努力によって 利用者数及び利用料収入を増やしているに も関わらず、利用料収入の見込み違いで赤 字になってしまうのでは現指定管理者の更 なる意欲を引出し、また、新しい発想を 持った民間事業者の応募意欲を喚起するこ とは難しい。見込み違いを謙虚に見直す姿 勢が必要である。

#### 第5 意見・提言

1 指定管理者の過度な負担の元に実現した行 政コスト削減効果は評価に値せず、あくまで 住民サービス向上という観点を主眼に予算設 定がなされるべきであること

県の設定する管理代行料の予算は、ほとん どの施設において、指定管理者制度導入前の 県負担額から減額され、行政コスト削減効果 を産み出した (指定管理者制度導入前と平成 20年度決算額と比較では単年度当たり約2億 3千万円の削減)。同時に多くの施設では 様々な対策の実施により利用者を増加させる など住民サービス向上にも成功した。しか し、このことのみから県の予算設定が適正で あるとすることには疑問が残る。

既に指摘したとおり、指定管理者制度は住 民サービスの向上と行政コスト削減が目的で はあるが、行政コスト削減は住民サービスの 向上に次ぐ、二次的な目的にすぎないと位置 付けるべきである。

そして主目的である住民サービス向上のた め指定管理者は、休館目の廃止や縮小、利用 時間の延長、出張講義のほか各種イベントの

務状況評価」を掲載していますが、応募の手 続等も含めて、他の施設の状況等を踏まえな がら、丁寧な情報発信に努めます。

35

改正後の運用指針において、委託期間は5 年以内を原則とすることとされたことから、 次期公募までに、委託期間を更に延長するこ とが競争性の発揮及び住民サービスの向上に つながる事業展開等に必要であるか検討する とともに、公募時には応募者への周知や応募 手続に十分な期間を確保します。

利用者数の増減にともなう、収支分析等を 慎重に行い、適正な管理代行料などを算出の うえ、指定業務内容等を見直すとともに、事 前説明会で参加者への説明を十分に行うこと で、応募者増につなげていきます。

#### 第5 意見・提言

1 指定管理者の過度な負担の元に実現した行 政コスト削減効果は評価に値せず、あくまで 住民サービス向上という観点を主眼に予算設 定がなされるべきであること【行政管理課 (財政課)】

指定管理者制度導入の目的は、民間事業者 等が持つ能力やノウハウを公の施設の管理に 活用することによって、住民サービスの向上 と行政コストの縮減を図ることです。

このため、指定管理代行料については、実 績だけでなく、人件費の積算において県の事 業を外部委託する場合の積算基準を参考にす るなど、適正な経費を予算化するよう努めて います。

今後も行政コストの縮減だけでなく、住民 サービスの向上という観点から、予算設定に ついて検討します。

账

成26年度包括外部監査結果に基づく措置について	144 mm - 1 -4-	36
監査結果	措置の内容	
実施、ホームページ等を利用した告知の充実		
など様々な対策を実施することが必要となる		
が、これらの対策は本来全てコストアップに		
つながるはずのものである。		
とすれば、今まで見てきた各施設における		
住民サービス向上と行政コスト削減の実績		
は、指定管理者による利用料収入等の増加や		
経費節減に向けた努力の結晶であるから、県		
による、これらの努力への配慮に欠けた管理		
代行料の減額が直ちに正当化されるものでは		
ない。経費節減努力にもかかわらず住民サー		
ビス向上に伴うコストアップを吸収しきれな		
い指定管理者、例えば、障害者スポーツセン		
ター、甫喜ヶ峰森林公園、室戸広域公園、の		
いち動物公園等においては現実の支出が県の		
予算設定を上回ったため、又は、現実の収入		
が予算設定を下回ったために収支が赤字と		
なってしまっている。また、赤字にはならな		
いまでもほとんど利益の出ていない指定管理		
者も数多くある。		
住民サービス向上のノウハウを持った民間		
事業者が、利益につながらない事業に魅力を		
感じる理由はない。それは、指定管理者制度		
導入時には各施設複数あった応募者が、直近		
の公募では大多数の施設において現指定管理		
* h		
者1者のみという惨憺たる結果となっている		
ことからも明らかである。県としても募集期		
間や指定期間の延長及び公募告知の強化など		
努力はしているものの効果があったとは言え		
ない。現指定管理者をつなぎとめるという意		
味での効果がないとは言えないが、現指定管		
理者の単独応募では競争原理は働きようがな		
い。また、現指定管理者が応募を続けるの		
も、事業としての魅力というよりも、ボラン		
ティア精神や使命感によるところが大きいと		
思われるため、財政的理由から早晩撤退せざ		
るを得なくなる者が出てもおかしくはない。		
そうなれば、甲浦港海岸緑地公園の例のよう		
に公募をかけたものの応募がなかったために		
管理代行料を見直さざるを得なくなるとか、		
現指定管理者の要求のままに管理代行料予算		
を上げざるを得なくなるとか、指定管理者制		
度導入前の状態に戻さざるを得なくなるなど		
の状況を招きかねない。		
そのような事態を避け、逆に、応募者を増		
やし、競争原理により最も優れた住民サービ		
スを提供し得る指定管理者を選定できる状況		
に改善するために、県はまず、指定管理者の		
温度表在40余号运费用1.4亿元。9.1.40分别		

過度な負担の元に実現した行政コスト削減効

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

果は評価に値しないことを認識すべきであ る。県は、約定どおり管理代行料を払えば終 わりとするのではなく、指定管理者の収支 (特に収支赤字や収益減)にまで気を配るべ きと考える。その一環として、主管課が各施 設の実績及び評価を報告するために年度ごと に作成する業務評価書(県のホームページで 公開されている) なども指定管理者の収支が 一読で了解できる形にすべきである。その上 で、住民サービス向上という観点を主眼にし た予算設定をすべきである。住民サービス向 上に不可欠であって指定管理者側の経費節減 努力によっても吸収しきれない経費について は、管理代行料の増額すなわち行政コスト アップになるとしても予算化すべきである。 ホームページ他様々な媒体を使った施設の告 知を強化するために外部の専門家を使う費 用、休日や早朝夜間など開館時間延長に伴う 水道光熱費の増加分や施設スタッフに過度な 負担とならないような体制を組むための追加 的な人件費などが考えられる。

例えば、多くの指定管理者において支出の うち最も比重の高いのは人件費であるが、県 による人件費の予算設定が現実の指定管理者 の人件費の支出よりも低いために、指定管理 者の収支が圧迫されることがある。甫喜ヶ峰 森林公園においては、県は非常勤職員を中心 とする人員体制を想定して管理代行料を積算 したところ、指定管理者は常勤職員中心の人 員体制が不可欠だとしてかかる体制を組み、 その結果利用者増を果たしたものの人件費圧 迫のため収支は赤字続きとなった。もっとも 同施設では県が予算設定を見直すことにより 赤字を脱する見込みであり、池公園、室戸広 域公園、のいち動物公園等他の施設でも同様 の検討がなされるべきである。住民サービス 向上の観点からすれば人件費節減には限度が あるはずであるから、指定管理者制度導入後 約9年間の実績を踏まえて、指定管理者の収 支が赤字又はそれに近い状態の施設について は、特に人件費に着目して県の予算と指定管 理者の現実の収支を比較検討し、予算設定上 無理のある場合には見直すべきである。

また、ふくし交流プラザなど利用料等収入 が増加すると管理代行料が減額される予算設 定になっている場合があるが、見直すべきで ある。指定管理者の収支赤字には関心が薄い 反面、指定管理者が様々な創意工夫をこらす ことにより(それに伴うコストアップもあろ 37

措置の内容

10

38

う) 住民サービスを向上させ利用者を増やし 利用料収入を増加させるとその分管理代行料 が減額になってしまうのでは、充実したサー ビス提供に向けた経済的動機付けが働かず、 応募者の増加も見込めないのは当然である。 経営努力とその住民サービス向上効果に応じ て指定管理者が報われるような枠組みづくり が必要である。この住民サービス向上効果の 測定には様々な指標があり得るが、住民サー ビス向上の最終的な効果であり客観的判定が 可能という観点から、利用者数の増減を指標

さらに、収益が収入合計の規定割合を超え た場合は、当該超えた額のうち一定額を県に 納付しなければならないという協定が結ばれ る場合があるが、これも上記同様に、経営努 力とその住民サービス向上効果に応じて指定 管理者が報われるような枠組みづくりが必要

とすべきであろう。

2 指定管理者の選定は、あくまで公募が大原 則であり、高度の専門性等を理由としない安 易な直指定は厳に避けるべきであること

総務省通知には、「指定管理者の指定の申 請に当たっては、住民サービスの効果的、効 率的に提供するため、サービスの提供者を民 間事業者等から幅広く求めることに意義があ り、複数の申請者に事業計画書を提出させる ことが望ましい。」とあるとおり、指定管理 者の選定に当たっては、公募という手段で、 より多くの民間事業者による応募がなされる ことで、よりよい住民サービスの提供を実現 することが大原則とされている。

したがって、高度の専門性等を必要とする 施設はともかく、指定管理者制度導入以前か ら委託を受けていた業者があり、公募したと ころで複数業者による応募が見込むことがで きないなどの理由のみで、安易に直指定とす ることは厳に避けるべきである。

例えば、美術館、牧野植物園、歴史民俗資 料館、坂本龍馬記念館、文学館のように、施 設の維持管理に高度の専門性を必要とする施 設である上に、指定管理者制度導入後に利用 者数の増加を実現できている施設について は、直指定とされていることもやむを得ない というべきであろう。

これに対し、室戸体育館のように、施設の 維持管理につき特に高度の専門性を必要とす る訳ではない施設についても、指定管理者制 2 指定管理者の選定は、あくまで公募が大原 則であり、高度の専門性等を理由としない安 易な直指定は厳に避けるべきであること【行 政管理課】

措置の内容

現在、直指定を行う場合は、議会におい て、その理由を報告し、ご意見をいただいた うえで、直指定の判断を行っており、妥当性 は確保されていると考えていますが、社会情 勢の変化も踏まえ、より的確に直指定の妥当 性を判断するため、直指定を行う場合にはあ らかじめ外部有識者等の意見を聴取するよう 運用指針を改正しました。

今後も、指定管理者の選定に当たっては、 公募を原則とし、直指定を行う場合は、しっ かりと妥当性について判断します。

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

措置の内容

度導入以前から室戸市が管理していたことや 同施設が同じく室戸市が管理する室戸中央公 園に位置していること、あるいは公募したと ころで室戸市以外の応募は見込むことができ ないことなどを理由として、漫然と直指定を 継続することには再考の余地があるものと思 われる(地域職業訓練センターについても同 様)。何より、同施設の利用者数は年間約 3,300人から5,500人程度であり、単純計算で も1日当たりの利用者数は10人を切ることも あることからすれば、本来、県が公費を支出 して維持管理を継続しなければならない施設 であるかも疑わしく、公の施設から除外する ことすら検討しなければならない状況にあ り、それでも指定管理者制度の導入をするの であれば、公募、それも県内事業者を対象と した募集などではなく、広く県内外の民間事 業者の参入が可能となるような運用をしてい かなければ、当該施設による住民サービスの 向上など実現することは困難であろうと思わ れる。

ところで、のいち動物公園のように、動物 の飼育と展示などといった高度の専門性を有 する施設においては、県内事業者に限定した 場合には、直指定という選択もやむを得ない ようにも思われるが、同施設は、利用者数も 減少している上に、慢性的赤字経営であり、 指定管理者自身が赤字を補填することで維持 されている現状からすれば(かかる経営には 必ず限界は来るはずである。)、同じく、県 内事業者に限定しない公募とすることも検討 するべき状況にあると言える。なお、仮に県 外の民間事業者が参入してきたとしても、従 前の飼育員等現地スタッフを継続的に雇用す ることを条件とすれば、現状の業者でなけれ ば維持管理ができないという問題点もクリア できるのではないかと思料されるところであ

逆に、現在の指定管理者制度を維持する選 択をするのであれば、指定管理料の見直しは もとより、県が積極的に県の観光の目玉とな るような動物の購入に乗り出すなど抜本的な 改革が必要となる時期に至っていると言え

3 複数の応募実績のない施設については、予 算設定の見直しはもとより、高知県地元業者 に限定する枠を緩和することも検討するべき であること

指定管理者の選定に当たっては、公募とい

算設定の見直しはもとより、高知県地元業者 に限定する枠を緩和することも検討するべき であること【行政管理課】

指定管理者制度の目的である住民サービス

3 複数の応募実績のない施設については、予

39

<1

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について

0

監査結果 措置の内容

う手段で、より多くの民間事業者による応募 がなされ、事業者間の競争を媒介としてより よい住民サービスの提供を実現することが大 原則とされることは先に述べたとおりであ ス

そのため、公募という手段を採用する以上は「複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい」とされているのである(総務省通知4項)。

ふくし交流プラザ、障害者スポーツセンター、高知男女共同参画センター、人権啓発センター、甫喜ヶ峰森林公園、森林研修センター(情報交流館・研修館)、字佐漁港プレジャーボート等保管施設、土佐西南大規模公園(大方、佐賀、中村地区)、甲浦港海岸緑地公園、手結港海岸緑地公園、高知港保留施設等、香北町青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、高知公園、県民体育館、武道館の19施設のように、応募が17者とかない施設については事業者間の競争が機能していないといわざるを得ない。

競争が機能していない原因の一つとして県 内事業者要件が考えられる。

すなわち、指定管理者への応募者は県内事業者であることが基本とされ、「県内事業者での対応が困難であることが想定される場合又は県内事業者に限定することによって競争性が著しく損なわれることが想定される場合」に限り、複数事業者によるグループでの応募を要件とすることができ、その場合であっても県内事業者が含まれていることが必要とされている。

これは地域産業の発展、雇用維持、事業者の育成等を目的としているとのことである。

しかしながら、指定管理者制度は地域産業の発展や雇用維持を目的とする制度ではないし、また、県内事業者の育成は指定管理者を県内事業者に独占させることによってではなく、優れた技術・サービスを学び取ることを通して実現されるべきものであると思われる

競争を媒介として住民サービスの向上と行 政コストの削減を図るという指定管理者制度 の目的に照らせば、指定管理者が県内事業者 でなければならないというわけではない。指 定管理者として事業を実施できるだけの事業 体が必ずしも潤沢に存するわけではない。 の実情を考えれば、県外事業者の参入を困難 としては特定の県内事業者による指定管理者 の向上及び行政コストの削減を図るために、 複数の事業者による応募がなされ、様々な提 案を頂くことは重要であると考えています。

このため、今回の意見・提言を踏まえ、県 内事業者と県外事業者によるグループでの応 募の場合の県外事業者の要件については、応 募の時点で県内に事業所、事務所等を置く者 に限定していた規定を、県内事業者優先とい う基本的な考えを維持した上で、指定管理を 開始する時点までに県内に事業所等を置く者 とするよう、運用指針を改正しました。

このほか、応募者を増やす取組として、県内民間企業で構成される団体等の広報誌や、指定管理に係る全国的な団体のホームページへの応募情報の掲載など、広報を強化するとともに、応募の際の事業者の事務手続の負担軽減のため、募集要項における企画提案書の様式に記載のポイントとなる注釈を追加する、施設の利用状況等の資料を添付することで、応募のしやすさに考慮した募集要項づくりに努めます。

また、平成29年度に向けて、指定管理者から特に優れた管理業務の質を高めるサービス向上及び自主事業を提案してもらい、相当と認められる額を管理代行料に上乗せして県が負担する取組や、応募期間のさらなる延長、管理代行料の参考金額の積算根拠の開示など、新たな取組についても検討します。

今後も、指定管理者制度の目的の達成のため、競争性の確保に向け取り組みます。

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

措置の内容

の固定化を招くおそれもある。

指定管理者への応募が全体として減少傾向 にあるが、県内事業者要件が応募の大きな足 かせとなっている可能性も否定することはで きないところである。

そこで、県内事業者要件についてはこれを 緩和若しくは撤廃し、緩和するときは県外事 業者とグループとなっての応募をさらに容易 化すべきである。

4 指定管理者制度導入自体更には公の施設と して維持することの見直しも検証する必要が あること

総務省通知には、「指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方自治体の自主性に委ねる制度となった。」とあるように、指定管理者制度の導入については地方自治体の自主性に委ねられる一方で、公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があり、公共サービスの水準の確保を果たす最も適切なサービスの提供者による管理が適切に行われることも当然の条件とされており、そのために指定管理者のに、規間を定めて行きものとされている。

そして、かかる見直しの機会は、単に指定 管理者による適切な管理がなされているかと いう点だけではなく、そもそも指定管理者制 度を導入することがふさわしい施設であった のか、更にはそもそも公の施設として県が保 有し続ける必要のある施設なのかという点も 含めて検証をする機会でなければならないと いうべきである。

例えば、室戸体育館については、既に述べたとおり、利用者数が余りに少ない状況が継続しているにもかかわらず室戸市に直指定がなされている施設であるが、広く民間事業者による管理を求めるべく公募を検討することはもとより、それでも抜本的な解決に至らないのであれば、室戸市への委譲も含めた公の施設として維持することについても検証をする必要があるものと思われる。

また、甲浦港海岸緑地公園は、従前、東洋町あるいは地元観光協会の負担で施設の管理運営を委ねており、県負担額は0であったものであるが、指定管理者制度を導入し公募したところ、応募が0であったことを考慮して

4 指定管理者制度導入自体更には公の施設と して維持することの見直しも検証する必要が あること【行政管理課】

41

ご指摘いただいたような課題を踏まえ、モニタリング、外部有識者による審査会、施設利用者の声を直接県がお聞きする仕組みなどを通じて、指定管理者制度導入の可否や、公の施設として維持することの是非を検討します。

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について	T
監査結果	

42

指定管理料を90万円 (現在は108万円) に増額したところ、東洋町が応募してきたという経緯があるが、かかる経緯は行政コストの削減という観点からはマイナスでしかなく、そもそも指定管理者制度を導入するべき施設であったのかという観点から検証する必要はあると言える。

なお、甲浦港海岸緑地公園については補足すると、結果的には県が東洋町や地元観光協会の負担を軽減する措置をとった形になるが、その結果、東洋町が駐車料金の無料化を実現し、火災により焼失したものの、平成26年1月12日に再オープンした「『道の駅』東洋町」の影響もあって、利用者数は増大しており(平成27年1月8日付高知新聞参照)、住民サービスの向上という観点からは現状を評価できる状況にある。

5 施設評価はより厳しくなされなければなら ないこと

モニタリング評価は基本方針に基づいて導入されたものであり、その目的は業務の履行状況を適正に把握し、適正な管理と利用者サービスの向上を図る点にある(基本方針第1)。かかる目的を達成するために詳細なモニタリングシート例が作成されており、かかる例を基本とし、施設ごとの特色に応じた項目を付け加えるなどして、当該施設用のモニタリングシートが作成される。モニタリングシートは細かい評価項目が設定されており、評価項目ごとに〇×方式、〇△×方式若しくはA~D方式にて評価され、その評価は年度途中に行われる(基本方針第2)。

さらに毎年度終了後には、所管課は、各施 設が提出した事業報告書の書面調査並びにヒ アリング及び利用者アンケート調査などに よって得られた利用者の意見等をもとにして 各施設の業務総合評価を行うこととされてい る。業務総合評価においてはA~D方式に よって評価され、仕様書の内容や目標を上回 る成果があり、優れた管理運営が行われた場 合はAに、おおむね仕様書の内容どおりの成 果があり、適正な管理が行われた場合はB に、仕様書の内容や目標を下回る項目があ り、更なる工夫、努力及び改善が必要な場合 はCに、管理運営が適切に行われたとは認め られず、大いに改善を要する場合はDにそれ ぞれ評価されるものとされている(基本方針 第3)。

そして、平成25年度、業務総合評価におい

5 施設評価はより厳しくなされなければならないこと【行政管理課】

措置の内容

住民サービスの向上を図ることが、指定管理者制度導入の目的の一つであることから、施設評価についても、住民サービスの向上が図られているか適正に評価することが重要です。そのため、利用者の意見等を踏まえた対策をより詳細に記載することができる評価様式に変更するとともに、指定管理者のみならず施設所管課も直接利用者の意見等を聞くことにしました。

このように、今後も住民サービスの向上を 念頭に評価を行えるよう、評価のあり方を検 討していきます。 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置について 監査結果

て総合評価Aと判断されたのは美術館、坂本 龍馬記念館、文学館、県民文化ホール、交通 安全こどもセンター、月見山こどもの森、甲 浦港海岸緑地公園、手結港海岸緑地公園、県 長記念青少年ブラザ、香北青少年の家、県民 体育館、武道館、弓道場の13施設であり、残 り23施設は総合評価Bと判断され、総合評価 がC若しくはDと判断された施設は存しな

地域職業訓練センターについても、利用実 績・収支状況ともマイナス傾向であると指摘 されながらも、協定書等に定められた内容ど おりに適正な運営管理が行われているとして Bと評価されている。

かった。

このような評価となるのは、基本方針において、おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われた場合はBと評価するものと規定されている(基本方針第3)ためである。

かかる業務総合評価の在り方は指定管理者制度の本来的目的からは少し外れた運用であるように思われる。業務総合評価においても、仕様書に基づく業務の実施は当然の前提として扱い、住民サービスの観点からの評価を中心に据えるべきであると思われる。住民サービスの観点からの評価というものも一義的に明確にすることは困難であるが、少なくとも住民の利用が低調な施設が住民サービスの向上を図っているとは言い難く、基本方針の更なる検討が必要である。

43

措置の内容

#### -----

# 海区漁業調整委員会指示

# 高知海区漁業調整委員会指示第77号

高知海区内における水産資源の保護培養等の観点から、にほんうなぎの資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、平成28年9月26日に次のとおりにほんうなぎに関し、採捕の禁止を指示した。

平成28年9月30日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

- 1 指示の内容
- (1) 採捕の禁止に係る基準全長21センチメートルを超えるにほんうなぎ
- (2) 採捕の禁止の期間
- 10月1日から翌年の3月31日まで
- (3) 採捕の禁止の区域 高知海区内(公共用水面及びこれらと連接して一体を成す 水面)
- 2 指示の適用除外
  - 1の指示は、次に掲げる場合は、適用しない。
  - (1) 高知県漁業調整規則(昭和48年高知県規則第14号)第 48条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内 で採捕する場合
  - (2) 国の機関又は地方公共団体(大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。)が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合(当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。)
- 3 指示の有効期間

平成28年10月1日から平成30年3月31日まで

# 

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す る

平成28年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
  - AW-139型の機体部品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県危機管理部消防政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年8月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 三井物産エアロスペース株式会社 東京都港区芝公園二丁目 4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 66,011,133円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第1号に該当するため